

令和7年3月11日

# 予 算 委 員 会

阿久根市議会



1 会議名 予算委員会

2 日時

- (1) 期日 令和7年3月11日（火）
- (2) 開会 午前9時58分
- (3) 延会 午後4時19分

3 場所 議場

4 出席委員

|         |      |
|---------|------|
| 白 石 純 一 | 委員長  |
| 大 田 基 次 | 副委員長 |
| 高 崎 良 二 | 委員   |
| 竹之内 和 満 | 委員   |
| 大 野 雅 子 | 委員   |
| 渡 辺 久 治 | 委員   |
| 川 畑 二 美 | 委員   |
| 川 原 慎 一 | 委員   |
| 竹 原 信 一 | 委員   |
| 牟 田 学   | 委員   |
| 木 下 孝 行 | 委員   |
| 山 田 勝   | 委員   |
| 濱 田 洋 一 | 委員   |

5 欠席委員

なし

6 職務のため出席した議会事務局職員

|         |         |
|---------|---------|
| 上 脇 重 樹 | 次長兼議事係長 |
| 松 林 俊 介 | 議事係主任   |

7 説明員

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 中 野 貴 文 | 総務課長            |
| 牟 田 昇   | 総務課参事           |
| 檜 柑 幸一郎 | 総務課長補佐兼職員係長     |
| 白 肌 隆 一 | 総務課長補佐兼デジタル推進係長 |
| 猿 楽 優 介 | 総務課秘書広報係長       |
| 落 俊 輔   | 総務課行政係長         |
| 園 田 健   | 総務課危機管理係長       |
| 岩 崎 庸 介 | 総務課消防係長         |
| 尾 塚 禎 久 | 企画推進課長          |

|         |                              |
|---------|------------------------------|
| 岩 下 亮 一 | 企画推進課長補佐兼企画政策係長兼統計調査係長       |
| 橋 口 武 史 | 企画推進課地域振興係長                  |
| 新 町 博 行 | 税務課長                         |
| 田 原 勝 矢 | 税務課長補佐兼管理係長兼滞納整理係長           |
| 中 尾 隆 樹 | 税務課長補佐兼固定資産税係長               |
| 牛之濱 諒   | 税務課課税係長                      |
| 平 田 寿美子 | 市民課長兼三笠支所長兼大川出張所長兼大川診療所事務長   |
| 中 園 修   | 市民課長補佐兼三笠支所長補佐兼大川出張所長兼住民年金係長 |
| 川 邊 千 紘 | 市民課国保係長                      |
| 大 野 勝 一 | 三笠支所庶務係長兼戸籍係長                |
| 本 藏 雄 一 | 大川出張所庶務係長兼大川診療所管理係長          |
| 尻無濱 久美子 | 福祉課課長                        |
| 平 田 祥 子 | 福祉課長補佐兼福祉係長兼保護係長             |
| 富 永 奈津美 | 福祉課保護係長                      |
| 鎌 田 渚   | 福祉課児童福祉係長                    |
| 佐渡谷 まなみ | みなみ保育園園長                     |
| 丸 塚 明 子 | 会計課長                         |
| 川 畑 藍   | 会計課会計係長                      |
| 新 塘 浩 二 | 議会事務局長                       |
| 湯 田 矢 凡 | 議会事務局議事係主査                   |
| 前 田 敏   | 監査事務局長兼公平委員会事務局長兼選挙管理委員会事務局長 |
| 寺 園 勝 夫 | 選挙管理委員会事務局次長兼管理係長            |

## 8 会議に付した事件

- (1) 議案第17号 令和7年度阿久根市一般会計予算
- (2) 議案第18号 令和7年度阿久根市国民健康保険特別会計予算
- (3) 議案第19号 令和7年度阿久根市交通災害共済特別会計予算
- (4) 議案第20号 令和7年度阿久根市介護保険特別会計予算
- (5) 議案第21号 令和7年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算
- (6) 議案第22号 令和7年度阿久根市水道事業会計予算
- (7) 議案第26号 令和6年一般会計補正予算（第10号）

## 9 議事の経過概要

別紙のとおり

## 審査の経過概要

### ◎ 議案第17号 令和7年度阿久根市一般会計予算

白石純一委員長

ただいまから、予算委員会を開会します。

本委員会に付託された案件は、議案第17号、令和7年度阿久根市一般会計予算、議案第18号、令和7年度阿久根市国民健康保険特別会計予算、議案第19号、令和7年度阿久根市交通災害共済特別会計予算、議案第20号、令和7年度阿久根市介護保険特別会計予算、議案第21号、令和7年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算、議案第22号、令和7年度阿久根市水道事業会計予算、議案第26号、令和6年度阿久根市一般会計補正予算（第10号）の7件です。

日程は、配付しました日程表のとおりですのでよろしくお願いします。

ここで、所管課等の説明の方法についてお知らせいたします。

各委員の質疑時間を十分に確保するため、予算書の単なる読み上げや本会議での補足説明の繰り返しは行わないこと。ただし、新規事業や前年度までの内容を変更して行う事業などについては丁寧な説明を行うこととしておりますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

課長等の説明の後、各委員からの質疑を行います。

質疑は1問1答形式とします。発言の最初に掲載されているページ、款、項、目、節、事業の名称等を告げてから始めてください。簡潔明瞭に議題外にわたらないようにお願いします。また、要望は述べることはできません。意見は、質疑に関連してのみ述べることはできますが、その意見に対する答弁を求めることはできません。自分の意見や要望に対して答弁を求めることができる一般質問ではございませんので、御留意ください。

また、議事進行の都合から、現地調査と総括した質疑の取扱いについてお願いします。

現地調査と総括した質疑は、各課の審査が終了した後としていますが、3日目の審査終了後に、その時点での通告をお伺いします。4日目の審査の分については、財政課への質疑が終わった時点でお伺いします。なお、日程が早まったときは、2日目の審査終了後に伺うなど、進行状況を見て適宜お伺いしますので、御承知おきください。

これは、円滑な議事進行を行うためでございますので、各委員におかれましても、委員会が円滑、効率的に進行できますよう御協力お願いいたします。

それでは、日程に従い、審査を開始します。

議会事務局は入室してください。

〔議会事務局入室〕

白石純一委員長

議案第17号を議題とし、議会事務局所管の事項について審査に入ります。

事務局に説明を求めます。

新塘議会事務局長

議案第17号中、議会事務局の所管する事項について、歳出から御説明いたします。

令和7年度一般会計予算書の38ページを御覧ください。

1款1項1目議会費の令和7年度予算額は1億3466万6000円で、前年度比123万円の増と

なっております。増額の主な理由は、1 節報酬において、令和 7 年度から会計年度任用職員が 1 名増えて 2 名体制になったことが主な要因であります。

それでは、各節ごとに主なものについて御説明いたします。

1 節報酬から 4 節共済費までは、議員 14 名分、会計年度任用職員 2 名、職員 4 名分の報酬、給料、手当、共済費であります。また、議員共済会負担金は、負担率が昨年度より引き下げられております。

8 節旅費は、議長及び常任委員会の出張等による費用弁償及び職員の随行旅費が主なものであります。

9 節交際費は、今年度と同額を計上しました。

10 節需用費では、市議会だより及び市議会会議録の印刷製本費や消耗品等が主なものであります。

11 節役務費は、タブレット通信回線使用料、事務局の電話料、郵便料等が主なものであります。

次に、39 ページを御覧ください。

12 節委託料は、説明欄に記載の 2 業務の委託料であります。

13 節使用料及び賃借料は、議会中継システムのリース料及びタブレット端末 20 台分のペーパーレス会議システム利用料が主なものであります。

18 節負担金、補助及び交付金は、全国、九州、鹿児島県の各市議会議長会等の負担金、会議出席負担金が主なものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

33 ページをお開きください。

20 款 5 項 4 目 20 節雑入の 1 行目、雇用保険料のうち 3 万 5000 円余りが事務局の会計年度任用職員分であります。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしく願いいたします。

#### **白石純一委員長**

説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑ございませんか。

#### **竹原信一委員**

会計年度任用職員、2 人になるということ。

38 ページの何だっけ、1 款 1 項 1 目、これの 1 節。

正規職員減らさないで任用職員が 1 人増えるということですか。

#### **新塘議会事務局長**

職員は 4 名のままで、それから会計年度任用職員が 1 名、4 月から増えるということになります。

#### **竹原信一委員**

なぜですかね、仕事が増えるんですか。

#### **新塘議会事務局長**

現在ですね、会議録作成のための文字起こし等にかなり時間を費やしてるものですから、1 名増えることで、そこが軽減されるということから要望したところですよ。

#### **竹原信一委員**

募集というの、そういったことができる人を探さなきゃいかんわけですよ。パソコ

ンに慣れた人たちが。そういったところの見通しというのは、どんなふうに考えておいででしょうか。

#### 新塘議会事務局長

昨年12月ですが、会計年度任用職員、従来の1名にプラスして1名、この1名につきましては、障害者枠というところで募集をかけたところです。

その方が申込みありまして、面接等を行う中で、過去にそういう事務系のパソコン等の仕事をされているということで、たけているというところから、また、採用に至っては、非常に真面目で頑張られるということで、評価も高く、採用を決定したというふうに聞いております。

#### 竹原信一委員

大変忙しい時期と、議会が始まって急いで早く文字起こししないかんタイミングと、それと、時間をかけてもいいや正式なやつをするには、というタイミングがあるでしょう。ずっと同じような仕事量じゃないとは思いますが。そこら辺についてはいかがでしょうか。

#### 新塘議会事務局長

議員の皆様方も御存じのとおり、年に4回の定例会がございます。加えて、臨時議会もある場合もあります。議会が終わってから、かなり次の議会までの間に会議録の作成と文字起こし等があります。当然、会期中にもございますが、1年を通して非常にタイトなスケジュールになっておりまして、とても今いる人材では夜間まで残ってやっていっているという状況です。

そういうことから、会計年度任用職員を1人増員して、対応しようとするものであります。

#### 川畑二美委員

38ページですね、1款10の需用費の印刷製本費226万円、これは議会だよりと会議録の部分の予算でしょうか。

#### 新塘議会事務局長

今、川畑委員がおっしゃったとおり、印刷製本につきましては、会議録印刷製本費と、それから議会だよりの印刷費が主なものであります。

#### 川畑二美委員

議会だよりもですね、結構、部数が少ないっていうのをちょっと耳にするものですから、これは増やすっていうことはもうできないんでしょうか。

会議録を何冊か増やしてほしいっていう要望を。

#### 白石純一委員長

どちらか一つずつ言ってください。

まず、議会だよりでいいですか。

〔川畑二美委員「はい」と呼ぶ〕

#### 新塘議会事務局長

まず、議会だよりの印刷製本費ですが、例年ですね、7,900部作成しております。

これは年に5回、定例会が4回と臨時会が1回分ということで要求しておりまして、合計5回分という形で、7,900部作成しております。これは令和6年、今年度もそうですが、昨年度、令和5年度もそういう形、令和4年度も7,900部ですね。例年この7,900部できて

おります。

また、先ほど委員の御質問で少なくなっているということをおっしゃいましたが、私たちもその部数を合わせてですね、大分増刷して置いてたりしますので、そこは問題ないのかなというふうには考えているところです。

**白石純一委員長**

休憩に入ります。

(休憩 午前10時11分～午前10時14分)

**白石純一委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

**渡辺久治委員**

1款1項1目全体についてですけども、今年度ですね、ずっとほかの地方自治体のシステムとか、いろんな議場システムを見に行っただんですけども、それが今年度、反映されるかなと思ったんですけども、全然、来年度の予算が反映されてされないんですけども、その辺の事情をちょっと教えてください。

**白石純一委員長**

この予算に入っていないので、一旦休憩に入ります。

(休憩 午前10時15分～午前10時17分)

**白石純一委員長**

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

**竹原信一委員**

文字起こしに関してはですね、以前は確か外注してましたよね。

**白石純一委員長**

先ほどの会計年度任用職員の。

**竹原信一委員**

さっきと同じところです。

外注してましたよね。次に、外注はなしのアプリを入れて職員でやった。それから、次は、外注なしのアプリと正規職員と任用職員でやる、そういう流れなんですか。間違いありませんか。

だとしたら、以前の状況との経費ですね、どんなふうに安くなってきてるのか、あるいは効率よくなってきているのかということを説明いただきたいなあ。外注してた時よりも高くつくことになっていきますって言うんだったら、もう外注に戻したほうがいいじゃないかという考えもあるんですけども。いかがでしょうか。

**白石純一委員長**

すぐ数字が出ないようでしたら、また後でも結構ですけど。

**新塘議会事務局長**



申し訳ありません、以前、反訳システムを入れてたということは聞いてはいるんですが、数字のほう持ち合わせておりませんので、また後で調べておきます。

#### 白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議会は議案第17号中、議会事務局所管の事項の審査を一時中止します。

〔議会事務局退室、監査事務局及び公平委員会事務局入室〕

次に、議案第17号中、監査事務局及び公平委員会事務局所管の事項について審査に入ります。

事務局の説明を求めます。

#### 前田監査事務局長

議案第17号中、監査事務局及び公平委員会事務局の所管する事項について御説明いたします。

初めに、公平委員会費から御説明いたします。

予算書の48ページをお開きください。

第2款総務費1項10目公平委員会費は、前年度並みの予算計上となっております。

それでは、主なものについて御説明いたします。

1節報酬は、公平委員会委員3人分の報酬であり、18節負担金、補助及び交付金は、説明欄に記載の、県公平委員会連合会ほか1件の負担金及び会議出席者負担金であります。

次に、監査委員費について御説明いたします。

61ページをお開きください。

第2款総務費6項1目監査委員費は、前年度と比較し65万7000円の増額となっております。増額の主な要因は、2節給料から4節共済費まで、人件費の増額によるものです。

そのほかは例年並みの予算計上となっております。

それでは、主なものについて御説明いたします。

1節報酬は、監査委員2名分の報酬であり、18節負担金、補助及び交付金は、説明欄に記載の、九州各市監査委員会ほか3件の負担金及び会議出席者負担金であります。

以上で歳出についての説明を終わります。

なお、歳入については、公平委員会費、監査委員費ともに該当がありませんでした。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 白石純一委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので議案第17号中、監査事務局及び公平委員会事務局所管の事項の審査を一時中止します。

〔選挙管理委員会事務局入室〕

#### 白石純一委員長

次に、議案第17号中、選挙管理委員会事務局所管の事項について審査に入ります。

事務局に説明を求めます。

## 前田選挙管理委員会事務局長

それでは、議案第17号中、選挙管理委員会事務局の所管する事項について御説明いたします。

初めに、歳出から御説明いたします。

予算書の57ページをお開きください。

第2款総務費4項1目選挙管理委員会費は、前年度と比較し158万2000円の減額となっております。減額の主な要因は、1節報酬から予算書の58ページになりますが、4節共済費まで、職員の人件費の減額によるものです。

次に、2目選挙啓発費につきましては、前年度と同額程度を計上いたしました。

予算書の59ページをお開きください。

次に、4目参議院議員選挙費につきましては、令和7年7月28日の任期満了に伴う参議院議員通常選挙事務に必要な経費を計上しております。

このうち、1節報酬は、選挙事務補助として、選挙期間中に雇用する会計年度任用職員の報酬などであります。10節需用費は、選挙事務用品のほか選挙に係る印刷代が主なものになります。

以上で歳出についての説明を終わり、次に、歳入について御説明いたします。

予算書の28ページをお開きください。

第15款県支出金3項1目4節選挙費委託金は、説明欄に記載の参議院議員選挙費ほか1件の事務に係る県委託金であります。

次に、33ページをお開きください。

第20款諸収入5項4目20節雑入のうち、1行目の雇用保険料中、選挙管理委員会事務局分は、会計年度任用職員の雇用保険料として3万2000円を、次のページになりますが、34ページの1番下、コピー使用料につきましては、事務局所管分として1,000円を計上しております。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

〔発言する者あり〕

申し訳ありません。

34ページのコピー使用料は、34ページの1番上になります。

申し訳ありませんでした。

## 白石純一委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第17号中、選挙管理委員会事務局所管の事項の審査を一時中止します。

〔選挙管理委員会事務局退室、会計課入室〕

## 白石純一委員長

次に、議案第17号中、会計課所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

## 丸塚会計課長

議案第17号中、会計課の所管する事項について御説明いたします。

初めに、歳出から説明いたします。

予算書43ページをお開きください。

2款総務費 1項総務管理費 6目会計管理費の 1節報酬から 4節共済費は、会計年度任用職員 1人に係る人件費であります。

8節旅費は、会計年度任用職員に係る通勤費相当額及び研修会等への出席に係る旅費であります。

11節役務費の手数料は、金融機関への窓口収納手数料及び口座振込に係る振込手数料のほか、システム利用手数料であります。

次に、18節負担金、補助及び交付金は、県都市会計管理者会及び会計事務職員研修会のほかの参加負担金であります。

次に、143ページをお開きください。

12款 1項公債費 2目利子22節償還金、利子及び割引料のうち会計課所管分は、一時借入金利子で、歳計現金に不足が生じた際に借入れする一時借入金の利子の支払い分であります。

次に、歳入について御説明いたします。

予算書32ページにお戻りください。

第20款諸収入 2項 1目市預金利子 1節預金利子は、定期預金及び普通預金利子の見込額であります。

次に、33ページ、5項 4目20節雑入の 1番上の雇用保険料のうち、1万8000円が会計課事務業務会計年度任用職員分であります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### **白石純一委員長**

説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑ございませんか。

#### **竹之内和満委員**

43ページ、2款 1項 6目、比較で増額分として532万6000円。この増額の理由を教えてください。

#### **丸塚会計課長**

増額の主な内訳につきましては、会計年度任用職員の人件費に係るものです。

こちらが363万3000円皆増になっております。

また、役務費につきましては、振込手数料に係る手数料が177万4000円の増額になっております。

#### **竹之内和満委員**

分かりました。

ただ、比較としてほとんど倍増されてますので、ほとんど人件費ということで、会計年度職員の人件ということで、ほぼほぼそれということでしょうか。

#### **丸塚会計課長**

会計年度任用職員につきましては、今年1名の増になりましたので、こちらの人件費の増が主なものでありまして、振込手数料につきましては、昨年度は半年分の予算計上になっておりましたが、今年は1年分、12か月分の予算計上になっておりますので、増額になっております。

**竹原信一委員**

会計年度任用職員の採用は、ここも障害者雇用とかそういうやつなんですか。

**丸塚会計課長**

こちらの採用につきましては、特段のそういった枠組みの中での採用ではありません。

**竹原信一委員**

1人増やさないといけない事情というのを詳しく説明してください。

**丸塚会計課長**

今回の会計年度任用職員の増に当たりましては、業務としましては、各種帳票の伝票の整理、口座振込業務の確認出納済領収書等の押印などの業務を予定しております。

これまで支払い事務の一部をシステムでデータ送信を行っていましたが、振込手数料の単価削減のため、令和6年4月からデータ送信の件数の増加を併せて検討して、実施をしてまいりました。

今後もデータ送信件数を増加させる予定でありますので、そちらのデータ送信につきましては、指定する振込日に振込みを行う必要性がありますので、遅延なく支払い事務を行うため、業務を補助するものと考えております。

**竹原信一委員**

どうもよく分からないんですけど、今の説明では。

そういう仕事というのは、年中同じようにあるわけですよね、増えてしまう、年を通して増えてきてるわけですか。今の現状としては、残業しなきゃいけないぐらいの状況で起こってるわけですか。

**丸塚会計課長**

通常の業務で、今までは現在の人数で対応しておりましたけれども、かなりの支出帳票等の帳票数が多いという現状はありました。今までも、時間外等も活用しながら整理を行ってきているところでありますけれども、今後、そのほか、データ送信とか、そういった業務、ほかの業務ですね、そういったものを検討に図るようなために、こういった事務につきまして、そちらにお願いをするというふうに考えております。

〔発言する者あり〕

**濱田洋一委員**

すいません、1点だけ教えてください。

32ページ20款2項1目預金利子ですけれども、昨年2万9000円ということで、本年、令和7年度は60万2000円ということですが、約20倍になってるんですけど、この内容を教えてください。

**丸塚会計課長**

予算額が増額したものの主な要因につきましては、利率が高くなったものであります。

〔「もう1回お願いします」と呼ぶ者あり〕

増額の主な要因でありますけれども、利率が上がったことによる増額でありまして、定期預金利子につきましては46万円程度、普通預金利子につきましては13万円程度の増額を見込んでおります。

**白石純一委員長**

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第17号の審査を一時中止します。

〔会計課退室、総務課（消防係以外）入室〕

次に、議案第17号中、総務課所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

#### 中野総務課長

議案第17号中、総務課の所管に関する事項について御説明いたします。

予算書の39ページをお開きください。

歳出からその主な事項について御説明いたします。

第2款総務費1項1目一般管理費は、対前年度2053万1000円の増であり、主に職員の給与改定に伴う人件費の増額によるものであります。

このうち1節報酬は、会計年度任用職員の報酬が主なものであり、3節職員手当等には、特別職及び一般職員の退職手当に係る区市町村総合事務組合負担金が含まれております。

次の、40ページの11節役務費は、郵便料、電話料などの通信運搬費が主なものであり、12節委託料は、行政事務に関する区長への業務委託料のほか、説明欄に記載のとおりであります。

41ページに移り、18節負担金、補助及び交付金は、市長会や阿久根地区防犯協会への負担金が主なものであり、24節積立金は、退職手当準備基金への利子積立であります。

2目職員研修費は、各種研修会への参加旅費のほか、総務省への研修派遣の経費を引き続き計上いたしました。

42ページ、3目広報費は、対前年度654万円の増であり、広報用放送施設整備事業の補助金の増額が主な要因であります。このうち、10節需用費は、広報誌発行に係る印刷製本費が主なものであり、18節負担金、補助及び交付金は、先ほど申し上げた広報用放送施設整備事業補助金で、放送施設の老朽化に伴い、アナログ機器からデジタル機器への更新を市内3区で実施する予定であります。

4目文書費は、43ページになりますが、13節使用料及び賃借料のうち、高速カラー印刷機等のリース料が主なものであります。

次に、44ページの7目財産管理費のうち総務課所管分は、公用車管理に係る経費2164万1000円であり、対前年度1644万4000円の減は、令和7年度に公用車の更新予定がないことが主な理由であります。

1節報酬は、公用バスの運転業務を行う会計年度任用職員4人分の報酬であり、10節需用費は、燃料代や修繕料が主なものであります。また、11節役務費は、車検に要する費用を計上いたしました。

次に、49ページになりますが、13目交通安全対策費は、交通安全対策の推進に関する経費であります。

1節報酬は、交通安全指導等業務を行う会計年度任用職員の報酬が主なものであり、50ページに入り、18節負担金、補助及び交付金は、阿久根地区交通安全協会等への負担金が主なものであります。

次に、16目庁舎管理費は、対前年度7424万3000円の減であり、今年度、市庁舎の受水槽及び高架水槽取替工事が完了したことに伴う減が主なものであります。

このうち、1節報酬は、公用車等の管理業務や庁舎警備員の会計年度任用職員4人分の報酬が主なものであり、10節需用費は、庁舎の光熱水費や修繕料が主なものであります。

また、12節委託料は、51ページにかけて説明欄記載の庁舎管理業務に要する各種委託料であり、13節使用料及び賃借料は、電話交換設備のリース料が主なものであります。

次に、17目電算管理費は、対前年度1億3909万1000円の増であり、令和7年度末までに完了を予定している自治体情報システムの標準化の移行に係る経費や、電算システム及び機器類の更新経費の増が主な要因であります。

このうち、7節報償費は、DX推進に係る「たからのまち」マネージャーへの謝金であり、10節需用費は、電算機器の消耗品の購入費や修繕料が主なものであります。

52ページに入り、11節役務費は、市役所本庁と支所、出張所、市内各小・中学校など外部施設を結ぶ通信回線費及びインターネット接続料が主なものであり、12節委託料は、電算システムの保守管理に係る各種委託料を、13節使用料及び賃借料は、電算ソフト使用料、パソコン等リース料、システムサーバーリース料等を計上いたしました。

18節負担金、補助及び交付金は、電算システムサポート負担金のほか、説明欄記載のとおりであり、令和7年度末の自治体情報システム標準化の移行に向けての鹿児島県自治体情報処理連絡協議会への負担金も計上いたしました。

21節補償補てん及び賠償金は、標準システムへの移行によって不要となる既存のサーバーリース契約解除に伴う解約金であります。

次に、54ページになりますが、2項1目税務総務費のうち総務課所管分は、固定資産評価審査委員会に係る経費を計上いたしております。

次に、117ページをお開きください。

第9款消防費1項4目災害対策費のうち消防係を除く総務課所管分は2331万4000円であり、対前年度403万3000円の増であり、県防災行政無線再整備事業に係る負担金の増が主な理由であります。

118ページに入り、10節需用費のうち総務課所管分の主なものは、災害備蓄品の更新費用や、防災行政無線施設の電気料及び修繕料が主なものであります。

12節委託料は、防災行政無線の保守業務であり、17節備品購入費は、避難所の生活環境改善を図るため、自動式ラップトイレ購入費などを計上いたしました。

18節負担金、補助及び交付金は、説明欄に記載のとおり、各種協議会等への負担金が主なものであります。このうち、県の事業費負担金として、県庁と各自治体間を結ぶ県防災行政無線のうち、衛星系の無線通信サービスが令和7年度に終了するため、次世代の衛星系無線通信サービス体制を整備するための負担金を昨年度に引き続き計上いたしました。

また、1番下の自主防災組織支援事業は、自主防災組織の組織力・防災力の強化を図るため、資機材購入に要した経費に対し、補助金を交付しようとするものであります。

以上で、歳出に対する説明を終わり、次に、歳入の主なものについて御説明いたします。

19ページへお戻りください。

第13款使用料及び手数料1項1目総務使用料のうち総務課所管分は、金融機関や職員団体などの庁舎使用料であります。

20ページになりますが、2項1目総務手数料のうち総務課所管分は、地縁団体証明手数料及び罹災証明手数料であります。

次に、23ページをお開きください。

第14款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金のうち総務課所管分は、1節総務管理費補助金の説明欄の1行目、社会保障・税番号制度システム整備費は、特定個人情報の処理に

係る電子計算機の設置等の事務に係る交付金であり、また、4行目の新しい地方経済・生活環境創生交付金は、避難所の生活環境改善に要する経費等に対する補助金であり、歳出で御説明いたしました、防災備蓄品として新たに整備する自動式ラップトイレの購入費に充てるものであります。

27ページに移り、第15款県支出金2項8目消防費県補助金は、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金であり、原子力防災業務に従事する職員の研修会等の参加費用や訓練時の経費等に対する補助金であります。

次の、3項1目総務費委託金のうち総務課所管分は、1節総務管理費委託金の説明欄の1行目、市町村権限移譲交付金のうち2万円であり、新たに発生した土地の確認に関する事務の権限移譲交付金、また3行目の県政かわら版配布委託料、次の県議会だより配布委託料については、県から配布を委託された業務について交付されるものであります。

29ページになります。

第16款財産収入1項1目財産貸付収入のうち総務課所管分は、自動販売機の設置に係る庁舎貸付料であります。

次に、2目利子及び配当金のうち総務課所管分は、説明欄の上から5行目、退職手当準備基金利子を見込み計上したものであります。

30ページに移り、2項財産売払収入2目物品売払収入は、公用車の売却収入を見込み計上いたしました。

32ページになります。

第18款繰入金2項4目交通災害共済特別会計繰入金は、交通災害共済特別会計からの繰入れであり、市道の区画線、ガードレールの設置等を行う交通安全施設整備費に、令和6年度に引き続き同額を繰り入れようとするものであります。

33ページになります。

第20款諸収入5項4目雑入のうち総務課所管分の主なものは、20節雑入の説明欄中、中ほどの庁舎貸付自動販売機電気料、下から4行目の水道課光熱水費、34ページに入り、上から5行目の職員健康診断大腸がん等検診助成金、その5行下、水道課貸与パソコン使用料、またその5行下、広報あくね広告料、次のホームページ広告料、さらにその3行下の職員給与費等負担金については、後期高齢者医療広域連合及び県へ派遣する職員3名分の給与等に係る派遣先の負担金であります。

また、35ページに入り、上から6行目のデジタル基盤改革支援補助金は、歳出で御説明いたしました自治体情報システム標準化の移行経費及びリース解約金に係る100%の事業補助金であります。

36ページになります。

第21款地方債1項8目消防債は、県防災行政無線再整備事業債であり、歳出で説明いたしました県の事業費負担金に対し、地方債を発行しようとするものであります。

次に、145ページをお開きください。

給与費明細についてですが、145ページは特別職についての対前年度との比較を、146ページでは一般職の総括を、147ページでは一般職の職員、148ページは会計年度任用職員についての対前年度との比較を、149ページ以降は給料等の状況を掲載をしております。

以上で説明を終わりますが、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

白石純一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

**竹原信一委員**

職員の増減について、正規職員と任用職員について教えてください。

**中野総務課長**

正規職員については、再任用含め、令和6年4月1日時点では217人でございます。

そして、令和7年4月1日の実際の見込みとしましては、正規職員209人を想定しているところでございます。

それから、会計年度任用職員につきましては、令和6年度が一般会計になりますけれども168人、令和7年度の当初では182人を想定しているところでございます。

**竹原信一委員**

今のは一般会計の分だけですね、特別会計のほうも教えてください。

**中野総務課長**

全会計で、会計年度任用職員の数っていうのはですね、若干、運転手とかも入ってきますので、実際は前後するんですけども、全会計で令和7年度は208人前後を予定をしているところでございます。令和6年はですね、194人前後になると思います。

**竹原信一委員**

特別会計のほうには正規職員は入れてないんですか。

**中野総務課長**

いや、正規職員の部分は、全体の特別会計も含めた人数でございます。

**渡辺久治委員**

23ページの14款2項1目の1番下のこれは自動式ラップトイレというふうに言われたんですけども、自動式ラップトイレってどんなものですか。

**中野総務課長**

今、渡辺委員の言われたのは歳入のほうだったんですけども、歳出のほうで、9款1項4目の災害対策費のほうで記載がございます。

**白石純一委員長**

歳出は何ページになりますか。

**中野総務課長**

118ページの備品購入費ですね。

その自動ラップ式トイレ、これについてですが、水を使わずに熱圧着によって排せつ物を1回ごとにラップして、個包装して、密閉することを自動で行うトイレということでございます。排せつ物や使用済みのおむつなど、汚物を密封・個包装することで、空間を汚さずに衛生的にかつ汚物に接触することなく、簡単に汚物処理できるというようなトイレの方式になってます。

**渡辺久治委員**

200万円ほど掲載されておりますけれども、これは何台ですか、1台ですか。

**園田危機管理係長**

自動式ラップトイレにつきましては、7か所、7個ですね、購入を予定しております。

**渡辺久治委員**

これは車で運ぶようなものになってるんですか。形状としては、車で運ぶものですかね。



## 園田危機管理係長

トランク型のようなものですので、人が運べるようなものでございます。

それを運ぶときは、もちろん車等に乗せて運ぶんですけども、人が持って運べるトイレになります。

## 川畑二美委員

関連いたします。

これ7個って言われるんですけども、避難所場所に7個で設置する予定で考えてらっしゃるんですか。それとも、避難所が何か所もありますよね。その場合は、どういうふうに対応を考えてらっしゃるのかなと思ひまして。

## 中野総務課長

まずは、初年度の購入ということで、今、対象としているのは、主要な避難所7か所、いわゆる避難指示等を出したときに、まずは、主要の7か所を開設するわけですけども、一応そこに備付けを想定をしているというところでございます。

ほかにですね、備蓄品としましては、簡易トイレや携帯トイレの備蓄も行っているところでもあります。

## 川畑二美委員

自動ラップ式トイレほかってなってます。ほかっていうのは、どのようなものを、また、これが200の1万6000円ついてるんですけど。

## 園田危機管理係長

自動ラップ式トイレとは別に、防災行政無線の戸別受信機を故障したときの対応のために購入予定にしております。

## 竹之内和満委員

42ページの2款1項3目広報費の14節負担金、補助及び交付金の補助金。広報用放送施設整備事業ということで、三つの区でアナログからデジタルに変えるということで、その3区、どことどことどこでしょうか。教えてください

## 中野総務課長

予定してます市内3区については、倉津区、牧内区、内田区の3区でございます。

## 竹之内和満委員

分かりましたが、このアナログからデジタルへの変更は、もうどこも2回目になるんですけども、親機、区長のところの親機ですね、区長のところ、もしくは公民館、それと各世帯の子機、受信機のほうですね、どのぐらいの割合で補助してくれるんでしょうか。

## 中野総務課長

前回の補正予算のときにも若干御説明をいたしました。

今回の補助制度については、機器の更新で、アナログ方式がもう製造ができなくなるということで、デジタル機器への更新について補助を行うということでございます。

今回は、区長会等の要望も受けまして、これまで、子機の部分については、1台当たり、今までは1万円の補助をしてましたけれども、今回からは2万円の補助にするというようなことでございます。

それから、親機につきましては、これまでの補助と一緒にございます。区の戸数に応じて補助率が30%から1番多いところは85%までの補助率ということになります。

## 竹之内和満委員

分かりました。

補正のほうで、受信は2万円だったのが3万円に上がって、補助が1万円だったのが2万円に上がるという説明を受けましたが、先ほども言いましたように、2回目の変更なんですよね。各区、相当大変だと思います。1回目のときも何百万円か区から出して、また同じように出さなきゃいけない。もっと補助率を上げるとか、一時金の補助金を上げるとか、そういうことはしないんでしょうか。

#### 中野総務課長

1回目は、いわゆる電波法の改正によって、そこを変えた部分で、そのときに、いわゆる35区がデジタル化をしております。今回、対象になってくるっていうのは、いわゆるそれを除いた、昔アナログ式で対応したというようなところでございます。

ですので、いわゆるその電波法の改正では対象にならなかった後の部分の区が、いわゆる今回、支出が必要になるということなんですけども、子機の値段等が、やはり以前の部分とすると値上がりをしてますので、その部分で補助額を上げたということになります。

2万円を限度として補助にすると、補助率では、昔は50%ぐらいだったんですけども、新たに2万円を限度として補助とすると、いわゆる補助率は70%ぐらいに上がるというふうに考えているところでございます。

#### 川畑二美委員

同じ42ページなんですけど、需用費のほうで印刷製本費574万8000円。

#### 白石純一委員長

需用費、幾つかありますので。

#### 川畑二美委員

10節の需用費の印刷製本費。

#### 白石純一委員長

何項の10節でしょうか。何目。

#### 川畑二美委員

3目、あ、3目。

#### 白石純一委員長

3目広報費ですね。

#### 川畑二美委員

広報費、製本費ですね。574万円。何部ぐらい出してるんでしょうか。

#### 猿楽秘書広報係長

毎月1万部を発行しております。

〔川畑二美委員「ありがとうございました」と呼ぶ〕

#### 濱田洋一委員

118ページ、9款1項4目18節の補助金のところの1番下ですが、自主防災組織支援事業、この154万円の計上ですけれども、これは、各自主防災組織の資機材購入に関して補助を行うということで課長の説明がありましたけれども、具体的にどのような資機材を購入した場合ということがありますでしょうか。

#### 園田危機管理係長

具体的には要綱で制定をするものだと思いますけど、今、考えていますのは、情報連絡用として、例えばメガホンだったりとか、それから水防用のロープだったり、土のう袋、

そういったものを購入した際に対象にしようかと考えているところでございます。

**中野総務課長**

今の、ここの補助金につきましては、今、係長が申し上げました、いわゆる自主防災組織の組織力を強化するために、いわゆる備品等を購入した、資機材を購入したときの経費を補助するものですが、10万円を上限として70%の補助をやろうとするものでございます。

**竹原信一委員**

先ほどのお答えをまとめますと、正規職員は18名減。

**白石純一委員長**

すいません、ページは何ページ。

**竹原信一委員**

先ほどの39ページからの一般管理費に係る報酬とか関連したところですけども。

全部で18名正規職員が減って、任用職員は一般会計・特別会計合わせると、28名増える。そして、人件費はおよそ2,000万円ほど増える。こういった理解でよろしゅうございますか。

**中野総務課長**

差引きで申しますと、いわゆる実際人数で言いますと、職員数についてはマイナス8名、会計年度任用職員についてはプラス14名です。

〔竹原信一委員「8名か、プラス14名。計算が合ってこないな、確認しますね。ちょっと休憩しましょうか」と呼ぶ〕

〔発言する者あり〕

〔竹原信一委員「休憩なしでいきますか、じゃあ続けて言いますよ」と呼ぶ〕

**竹原信一委員**

正規職員は令和6年には7年で217が209人だから、8名減ですね。任用職員のほうが、特別会計が194から208、一般会計が168から182、計算すると194+168で362人から、令和7年で182人と208を足すと390名、つまり28名の増という計算になりますけども、どこ違います。

**中野総務課長**

もう一度数字を申し上げます。

正規職員数が全会計含めて、令和6年4月1日現在は217名。令和7年度4月1日現在で209人を予定しているところでございます。よって、正規職員はマイナス8名です。

会計年度任用職員については今後動きがあると思いますが、全会計で、令和6年4月が194人、それから令和7年4月では208人を想定しているところです。

〔竹原信一委員「さっきのと違うんじゃない」と呼ぶ〕

いいえ、正確に言っております。

**竹原信一委員**

そして、人件費がおおむね、2,000万円ほどの増額ということでございますか。

合わせてだったの、さっき言ったのは。

**中野総務課長**

計算上はですね、かなり難しいところが出てまいります。

今、2,000万円というところを、どこを引き合いに出されたか分かりませんが、146ページの給与費の総括表がございます。

当初予算はですね、あくまでも実人数を把握しているわけではございません。当初予算を組むときに、この人数だろうというようなことで、あらかじめ組む予算でございます。

ですので、人数的にはかなり誤差が出てくる部分はしょうがないんですけども、ここで、一般職で言いますと、今年度と前年度、令和6年度と令和7年度は、給与費で言いますと5,513万円の増、これは会計年度任用職員と一般職を含めた形で、予算額としては5,500万円の増という形になります。

#### 川畑二美委員

118ページなんですけど。

18節の負担金、補助及び交付金の、負担金の県の防災行政無線整備事業に600万円かかってるんですけど、今のに足されて、また600万円ということなんでしょうか。

#### 中野総務課長

先ほどの竹原委員の質問に補足してなんですけども、総括表で5,500万円と言いましたけども、この前の一般会計の補正予算のときに、人事院勧告の影響額等々について御説明をさせていただきました。

その部分がですね、今回は大きくなってるのが主な原因でございます。

それから、川畑委員の、今の県の防災行政無線の再整備事業という箇所での御質問ですけども、現在、県の防災行政無線というのは、有線系と無線系のこの二つで災害が発生した場合で、通信が可能な状況を作り出しているところです。

有線系は有線通信であって電話や光通信で使用するもの、それから無線系については地上系の無線中継局を利用したものと、それから衛星系がございます。

この衛星系の部分については、衛星を経由した通信手段であって、大災害時でも1番有効な通信手段というふうになっているところです。

今回、現在使用している衛星系のサービス、通称第2世代の衛星系サービスと言われてるんですけども、ここが設備の耐用年数の期限が令和7年度となっていることから、第3世代の衛星系サービスを、再整備を今現在行っているところでございます。事業は2か年で行われております。令和6年度に衛星設備作成委託を行って、令和7年度、来年度設置工事が予定されているというふうなところでございます。総事業費としては、12億1000万円ほどかかるということで、そのうち3分の2を各市町村で負担をするということでございます。本市においては600万円の負担が出てくる。ただ、この部分につきましては、歳入でも御説明いたしました緊急防災・減災事業債を100%充当しようというふうなところを考えております。この緊急防災・減災事業債というのが交付税措置が70%ございますので、最終的な実質的な負担は30%になる予定というふうに考えております。

#### 渡辺久治委員

同じく118ページの18節負担金ですけど、1番上ですね、防災ヘリコプターの負担金が630万円くらい出てるんですけども、これは、この負担金を払っていけばですね、ただでっつうかな、実際使った場合はお金いらないんですか。その辺の考え方を教えてください。運用の仕方を教えてください。

#### 園田危機管理係長

県の消防防災ヘリコプターの運航連絡協議会の63万9000円の負担金でございますけれど、これは市町村等がお願いする防災の航空隊員の人件費を協議会で案分をして負担をしているものでございます。

鹿児島県の消防防災ヘリコプターの円滑な運行管理を図るもの、本県の消防防災体制の充実強化に資するものでございます。

**中野総務課長**

運行については、今、危機管理係長が説明したところですけども、いわゆる、このヘリコプターの依頼をして、そのたびに幾ら払うということは必要ございません。

**渡辺久治委員**

この600万円という金額はですよ、これ自治体ごとに大体その、割り振られるというか、その自治体の人数とかその辺で割るとか決まってるんですか。

**園田危機管理係長**

この63万9000円なんですけれども、これは市町村ごとの面積であったりとか、人口で割られた金額が、負担金として市町村に請求が来るところでございます。

**竹原信一委員**

ちょっと先ほどの続きですけども、この間の人事院勧告ではたしか1億円ぐらいだったですよ。

そして、今度のやつが5,000万円ほどの、その影響のせいで、今回5,500万円ほどの増額になっているということですけども、人事院勧告の部分外して、純増というのはどれぐらいになります。

**中野総務課長**

条件が令和6年度と令和7年度、人員も違いますし、条件も違いますので、純増ということで計算は非常に難しいところなんですけども、いわゆる人事院勧告で1億円近くの増があったと。ここの5,500万円ほど出てきてますけども、いわゆる6年度にどういった予算の組み方をしたかということと、いわゆる7年度の試算の在り方で、その差が出てくるんですけども、6年度につきましては、実際のところ人数はちょっと多めに見積もってた。それから、会計年度任用職員の期末手当等についても若干多めに組んでたというようなところがございます。

実際それがそこまで使わなかったということで、令和7年度は人数も減って、いわゆる期末・勤勉手当も今度は人勧との措置をやった上で、また精査し直したというようなところの差が5,500万円の増になったということでございます。

**竹原信一委員**

それはですね、118ページを、防災、ちょっと待ってくださいね、保守業務。

**白石純一委員長**

何節ですかね。

**竹原信一委員**

9款1項、12節の防災無線保守業務516万円ほどですけども、結構高いなという感じがするんですよ。どういう作業になるのかっていうことを教えてください。

**園田危機管理係長**

こちらは、今、整備してあります施設の定期点検、それから障害時の対応、それから不具合時のコールセンター対応業務を委託しているものであります。

今、整備している施設が、市役所の親局、それから脇本にあります中継局、大川の簡易中継局がそれぞれ1局ずつ。

〔発言する者あり〕

すいません。今、整備している市の防災行政無線の定期点検、それから障害時の対応、不具合時のコールセンター対応業務を委託しているものでございます。

整備してあります防災行政無線は、市役所にあります親局、脇本にあります中継局、大川の簡易中継局がそれぞれ1局ずつ、それから再送信子局が2局、屋外拡声子局が41局でございます。

**竹原信一委員**

19ページの。

あ、これ、まあいいや、これいいです。

**白石純一委員長**

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに質疑ないので、議案第17号の審査を一時中止します。

暫時休憩します。

(休憩 午前11時24分～午前11時33分)

**白石純一委員長**

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

## ◎ 議案第19号 令和7年度阿久根市交通災害共済特別会計予算

**白石純一委員長**

次に、議案第19号を議題とします。

所管課に説明を求めます。

**中野総務課長**

議案第19号について御説明いたします。

特別会計予算書の50ページをお願いいたします。

歳出から御説明いたします。

第1款事業費1項1目事業費の主なものは、11節役務費の中の通信運搬費、18節負担金、補助及び交付金の中の見舞金、27節繰出金の一般会計繰出金であります。

このうち、18節の見舞金は、交通事故による障害等に係る見舞金を計上しております。

また、27節の一般会計繰出金については、市民の交通安全対策の推進のため、区画線の補修、ガードレール等の設置、補修を行う交通安全施設整備事業に活用するため、300万円を一般会計に繰り出すものであります。

次に、第2款基金積立金1項1目基金積立金は基金利子等を積み立てようとするものであります。

なお、令和6年度末の交通災害共済基金残高は6101万3552円となる見込みであります。

以上で歳出を終わり、次に歳入について申し上げます。

49ページにお戻りください。

第1款共済会費1項1目共済会費は、会員6787人分の共済会費を見込み計上いたしました。

第3款繰入金1項1目交通災害共済基金繰入金の主なものは、交通安全施設整備事業へ活用するため基金から300万円を繰り入れようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

#### 白石純一委員長

課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので議案第19号の審査を一時中止します。

〔総務課（消防係以外）退室、総務課（消防係）入室〕

### ◎ 議案第17号 令和7年度阿久根市一般会計予算

#### 白石純一委員長

次に、議案第17号を議題とし、総務課消防係所管の事項について審査に入ります。

参事に説明を求めます。

#### 牟田総務課参事

議案第17号中、総務課消防係の所管する事項について説明いたします。

初めに、歳出について説明いたします。

予算書の116ページをお開きください。

第9款消防費1項1目常備消防費18節負担金、補助及び交付金は、阿久根地区消防組合への負担金であります。

次に、2目非常備消防費1節報酬は、消防団員264名分の報酬、5節災害補償費は、消防団員の公務災害における療養、休業補償費であります。

7節報償費は、消防団員退職報償金が主なものであり、8節旅費は、消防団員の費用弁償や各種式典、研修会などの旅費、10節需用費は、詰所の光熱水費や分団車両の燃料費のほか、分団車両や詰所、防火水槽などの修繕料が主なものであります。

11節役務費は、分団車両の車検整備に係る手数料が主なものであります。

17節備品購入費は、普通消防積載車1台及び小型動力ポンプ付軽四輪積載車1台の購入経費が主なものであり、平成9年11月に配備され、27年経過した三笠分団古里班の普通消防積載車の更新と、同じく平成9年11月に配備され、27年経過した山下分団弓木野班の普通消防積載車を小型動力ポンプ付軽四輪積載車に更新しようとするものであります。

次に、117ページを御覧ください。

18節負担金、補助及び交付金は、鹿児島県消防協会等への負担金のほか、消防団員の退職報償金や公務災害補償の掛金などが主なものであります。

27節繰出金は、市内454基分の消火栓維持経費及び新たに風テラスあくね敷地内に消火栓設置するため、水道事業会計へ繰り出すものであります。風テラスあくねへの新たな消火栓設置につきましては、現在の風テラスあくねには屋内消火栓設備が設置され、今後計画されている新図書館においても消火設備の設置がされるところでございますが、近年の自然災害、とりわけ大規模災害が市内外で発生した場合、駐車場が広く、敷地内への車両の進入が容易で、市街地にあることから、風テラスあくねは消火活動用水の補給や市民等への給水活動を含めた支援の拠点施設として、その役割を担うことができると考えております。

次に、3目水防費は、風水害時において必要な消耗品費や補修用資材などの原材料費としての購入経費を計上したものであります。

4目災害対策費のうち消防係所管分は、118ページの8節旅費のうち4,000円、10節需用

費のうち10万円、13節使用料及び賃借料のうち30万円で、それぞれ災害対策に係る旅費や燃料費、食糧費、重機等の借上料であります。

次に、歳入について説明いたします。

27ページを御覧ください。

第15款県支出金3項1目総務費委託金1節総務管理費委託金のうち消防係所管分は、市町村権限移譲交付金のうち2万円で、火薬類取締法に係る県からの事務交付金であります。

次に、33ページを御覧ください。

第20款諸収入5項4目雑入2節団体支出金のうち消防係所管分は、消防団員公務災害補償基金及び消防団員退職報償金であります。

次に、34ページを御覧ください。

20節雑入のうち消防係所管分は、説明欄の上から6行目、原子力立地給付金のうち消防団詰所等に係る5万7000円、その8行下の県消防協会火災共済制度出資金割戻金。

次に、35ページを御覧ください。

上から9行目の大川地区コミュニティ消防センター電気料、その次の消防団危険予知訓練研修助成金であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

#### 白石純一委員長

参事の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので議案第17号中、総務課所管の事項の審査を一時中止します。

〔総務課（消防係）退室、企画推進課入室〕

次に、議案第17号中、企画推進課所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

#### 尾塚企画推進課長

議案第17号のうち企画推進課の所管事項について御説明申し上げます。

初めに、45ページを御覧ください。

歳出から御説明申し上げます。

第2款総務費1項8目企画費は、前年度に比べ約2億2000万円余りの減となりましたが、これまであくね応援寄附金は寄附金の全額を地域振興基金に積み立てていたところですが、48ページの24節積立金に記載のとおり、今年度は寄附に係る返礼品等の経費に寄附額の半額を充てることとしたことにより、基金積立金が減額したことが主な要因であります。

以下、節ごとに主なものについて御説明いたします。

1節報酬は、企画推進課事務に係る会計年度任用職員1人分の報酬のほか、地域おこし協力隊員2人分の報酬であります。当課所属の地域おこし協力隊2名のうち1名が今年度で任期が終了となりますが、新たに台湾台南市善化区との交流や青少年交流以外の国際交流の取組を推進するための地域おこし協力隊員1名を任用しようとするものであります。

3節職員手当等及び4節共済費は、企画推進課事務に係る会計年度任用職員及び地域おこし協力隊の期末勤勉手当及び社会保険料が主なものであります。

7節報償費は、アクネ大使による学習の場づくり事業などの謝金及び子育て世帯移住支



援補助事業に係る加算措置としての商品券が主なものであります。

8節旅費は、アクネ大使による学習の場づくり事業のほか、関東、近畿及び東海地区の各郷土会への出席、職員の研修会、講座等のための普通旅費が主なものであります。

46ページにかけての10節需用費は、台湾台南市善化区からの高校生受入れに係る青少年交流事業、華の50歳組歓迎レセプション事業のほか、地域内再生可能エネルギー活用モデル構築事業に係るバックアップ用電源が主なものであります。

11節役務費は、華の50歳組歓迎レセプションなど各種事業に係る郵便料や国際交流における通訳料が主なものであります。

12節委託料は、企業版ふるさと納税マッチング支援業務のほか8件です。

このうち、説明欄の一番下の電気工作物保安管理業務につきましては、地域内再生可能エネルギー活用モデル構築事業により電力を供給している6施設のうち、高圧の受電施設で電気主任技術者の配置が必要である市役所本庁舎、風テラスあくね及び保健センターの委託先を一本化することで、マイクログリッド設備の円滑な運用、さらに停電等の不測の事態における復旧の対応を迅速に行おうとするものであります。

13節使用料及び賃借料は、地域おこし協力隊員に関する住宅借上料や公用車リース料が主なものとなります。

17節備品購入費は、原子力発電施設に係る広報・調査等交付金を活用して、広報用のカメラレンズを購入するものであります。

次の47ページにかけてとなりますが、18節負担金、補助及び交付金は、北薩広域行政事務組合を初めとする各種協議会等への負担金や各種補助金であります。

このうち、47ページの説明欄に記載の事業費等負担金の地域活性化起業人は、国が推進する地域活性化起業人制度を活用し、三大都市圏に所在する企業と協定書に基づき、本市に社員を派遣し、地域課題に対し、専門的なノウハウや知見を生かしながら、即戦力の人材として業務に従事することで、地域活性化を図ろうとするものであります。

また、その下の交通空白解消対策事業負担金は、国の交通空白解消緊急対策事業を活用し、本市における交通空白の解消に向け、公共ライドシェアや日本版ライドシェア等の新たな取組についての導入・検討を行おうとするものであります。

同じく、説明欄に記載の事業費補助であります。まず、肥薩おれんじ鉄道通学定期券購入補助事業であります。これにつきましては、昨年10月の運賃改定に伴う値上げ相当額を補助するための予算を令和6年第3回市議会定例会で議決いただき、現在実施しているところでありますが、引き続き同鉄道を利用する学生等の負担軽減等を図り、通学手段を確保するため、補助を行おうとするものであります。

次に、空き家活用支援事業は、今年度から実施している空き家・空き店舗改修補助事業について、浄化槽の設置及び市外からの移住者に対する加算措置を設けることと、新たに空き家バンク利用促進事業として、空き家バンクに登録した物件の改修または家財処分に係る経費を補助するとともに、移住または子育て世帯への加算措置を設け、空き家の利活用を促進し、移住者の増を目指そうとするものであります。

次に、鶴翔高校支援事業であります。遠方の市外から鶴翔高校へ進学する生徒を受け入れる下宿や寮を運営する事業者等に対し、運営に要する経費を支援することで生徒数の確保を図り、また、交流人口及び関係人口の創出を図ろうとするものであります。

48ページになりますが、24節積立金は、説明欄記載の基金の利子や、先ほど御説明いた

しましたあくね応援寄附金を原資とする地域振興基金、企業版ふるさと納税を原資とするまち・ひと・しごと創生推進基金等の積立金であります。

60ページを御覧ください。

5項1目統計調査総務費は、職員の人件費が主なものであり、また、2目基幹統計調査費については、令和7年度に実施が予定されている国勢調査に係る会計年度任用職員1名分及び調査員の報酬等の人件費が主なものであります。

以上で歳出を終わり、次は、歳入について御説明申し上げます。

23ページにお戻りください。

第14款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金のうち物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、物価高騰による低所得者の負担軽減を目的に、定額減税の当初の調整額に不足が生じた方に対し、不足額を給付する定額減税補足給付金支給事業に活用するものです。

25ページになりますが、第15款県支出金2項1目総務費県補助金は、原子力発電に関する広報活動などに活用する広報・調査等交付金、消防団普通消防積載車整備事業や指定管理委託料などに活用する電源立地地域対策補助金、また、副業促進生産性向上による産業活性化事業等に活用する新しい地方経済・生活環境創生交付金が主なものであります。

27ページを御覧ください。

3項1目1節総務管理費委託金の当課所管分は、市町村権限移譲交付金のうち、特定非営利活動法人関係事務に係るものや遊休土地実態調査費などであります。

次の28ページになりますが、5節統計調査費委託金は、説明欄記載の国勢調査費が主なものであります。

29ページを御覧ください。

第16款財産収入1項2目利子及び配当金のうち当課所管分は、説明欄の上から6行目のふるさと創生基金、その下の人材育成基金及び下から3行目の地域振興基金に係る利子であります。

30ページを御覧ください。

第17款寄附金1項2目総務費寄附金は、企業版ふるさと納税による寄附を見込み計上したものであります。

次の31ページになりますが、第18款繰入金1項6目人材育成基金繰入金は、アクネ大使による学習の場づくり事業に、10目地域振興基金繰入金は、観光の振興、教育環境の充実、健康福祉の充実など、各分野の事業に幅広く充当しようとするものであり、17目まち・ひと・しごと創生推進基金繰入金は、阿久根市における交通空白の解消に向けた新たな取組に充当しようとするものであります。

34ページを御覧ください。

第20款諸収入5項4目20節雑入のうち当課所管分の主なものは、説明欄中ほどの場外車券売場設置市地元協力金と、その6行下の乗合タクシー事業国庫補助金事業者精算返納金、次の35ページの一番下の交通空白解消緊急事業国庫補助金協議会精算返納金が主なものであります。

最後に、第21款市債1項1目総務債の肥薩おれんじ鉄道経営安定化支援事業債は、肥薩おれんじ鉄道経営安定化支援事業に充当しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

白石純一委員長

この際、午前中の審査を一時中止し、休憩します。午後は1時から再開します。

(休憩 午前11時56分～午後1時)

#### 白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

#### 渡辺久治委員

48ページの2款1項8目18節地域色づくり事業、1,300万円ぐらいあるんですけども、これは予算書の概要を見るとですね、拡充事業となってるんですけども、どれくらい拡充されたんでしょうか。

#### 尾塚企画推進課長

今回の加算分につきましては、いわゆる地域活動支援補助、区に対する補助でありまして、加算措置としまして、今回新たに自主防災組織の支援措置を設けることとしました。

自主防災組織は、昨年までに全区に設置され、今後の組織の防災力の育成・強化が課題となっているところです。このことから、地域色づくり事業の趣旨に鑑みて、自主防災組織の活動に応じて加算分の上限を1万5000円として、この加算分を設けることとしたところです。また、健康づくり支援措置については継続することとして、一方で、基本分としての均等割分は、これまでの9万円から8万円に減額することとしました。基本分の一世帯当たり500円を乗じて得た額は継続することとしました。

なお、今年の議会の一般質問で、渡辺議員から質問があった活動活性化補助の見直しについてであります。活動活性化補助については上限を20万円としているところでありますが、令和4年度、それから令和5年度は、上限に達した交付はなかったところであります。

そのため、今年度は、3件上限を超える申請があったところでありますが、各地域の活性化を図るため、多くの区、それから団体に制度を活用していただきたいということから、今回、上限の引上げは行わなかったところであります。

#### 渡辺久治委員

1万5000円の市自主防災組織の区ごとに1万5000円の上限ということですけども、具体的にはどんなことをすればそれに該当するんですか。

#### 尾塚企画推進課長

このことにつきましては、この前、区長会の役員会がありまして、役員の方には、一通りの新年度の加算、この制度の説明をしたところでありますが、今回、先ほど説明しました自主防災組織支援措置の具体的な加算額ですが、また今後、十分検討したいと思ひまして、新年度までには十分検討したいと考えておりますが、今のところ、各区で活動する自主防災組織、例えば市で現在行っております豪雨災害と地震避難訓練、この2回の活動。それから、各区で自主的に防災活動・防災訓練、例えば各地域内の危険区域の点検、そういうことなどを行った場合に1回当たり3,000円から5,000円程度を単価としまして、上限1万5000円を上限としまして加算をしたいと考えているところです。

#### 渡辺久治委員

ちょっと具体的な出し方がよく分からないんですけども、本当にそれがうまい具合にですね、自主防組織につながるようによろしくをお願いします。

#### 川原慎一委員

47ページ、2款1項8目18節、47の下から3段目、鶴翔高校支援事業。概要の18ページにある県立鶴翔高等学校の下宿等補助事業のものだと思うのですが、これって下宿生1人当たりで計算して、事業所に補助をするという形でよろしいのでしょうか。

#### 尾塚企画推進課長

この補助制度につきましては、市外から鶴翔高校に進学する生徒を受け入れる下宿や寮などを運営する事業者を補助対象としまして、補助金の額は、下宿等費用いわゆる寮費ですが、この2分の1以内の額で3万円を上限としたいと考えているところです。一人当たりですね。

#### 川原慎一委員

非常にありがたいことですね、こういう補助事業があるということで、このオーナーの方々も喜んでいらっしゃったんですが、以前ですね、鶴翔高校の陸上部等が、寮生活をしてる生徒さんがいた中で、阿久根市内でも、阿久根市内に住所を置ける生徒さんが、もう朝の6時ぐらいからの朝練があると、夜は遅くまで練習するというところで、下宿に入っていた。前ですよこれは、あるんですが、ここもまた増えてくればですよ、考えられるんですが、今、課長、市外のとおっしゃいましたけど、こういった形の子供たちに対する補助にはならないということで考えておいてよろしいですか。

#### 尾塚企画推進課長

現在考えているのは、基本的に市外からの鶴翔高校に進学する生徒に対する補助ということで考えているところです。

#### 竹原信一委員

今の件ですけども、今想定としては何人、120人を考えてる、これは違うな。年間、月3万円でしょ。月3万円だったら、何だこれ、何人ですかね。

#### 尾塚企画推進課長

現在見込んでるのが、寮生10人を見込んで、それぞれ上限の3万円としたときに、12か月分の360万円を見込んでいるところです。

#### 竹原信一委員

実際、市外から入ってる人は10人程度なんですか。

#### 尾塚企画推進課長

現在、鶴翔高校生で、市外からの下宿してる生徒は6～7人程度ということで伺っているところで、令和7年度もその人数プラス3人程度ということで、10人程度を予算計上したところであります。

#### 竹原信一委員

ほかのところでですけど、35ページ。

35ページの20款5項何目だっけ、交通空白解消緊急国庫何とかって書いてある966万円、そしてこれは歳入ですよ。歳出のところは47ページにありまして、47ページの上から10行ぐらい、ここが1,200万円。

支出は1,200万円で、返りが966万円で、結局234万円しか使わないような感じになっとなるんですが、ここのところ説明してください。

## 尾塚企画推進課長

この事業は、国の交通空白解消緊急対策事業を活用して行うものでありまして、自治体が交通空白解消に向け、公共ライドシェア、日本版ライドシェアや、A I オンデマンド、乗合タクシー制度導入等に新たに取り組む場合に、立上げに要する費用の支援があるもので、先ほど竹原委員から指摘がありました966万円の補助につきましては、国から今回1,200万円を事業費と予算化しておりますけど、その中で500万円までが定額、それから500万円を超える部分は3分の2の補助率となっているところです。

合わせて966万円、それと合わせまして、20款雑入のところに記載してありますが233万円。これは今年度企業版ふるさと納税で寄附を頂いた300万円のうちの233万円を基金から繰り入れて活用するというもので、実質の手出しはゼロということで、今、考えているところです。

## 竹原信一委員

よく分かんないけどまあいいや。

45ページ、2款1項8目の1節報酬、地域おこし協力隊の国際協力というか、国際交流のための人材というか、市役所職員では難しいということですよそれからお願いするという感じなんですかね。それとも、その見通しというのがありますか。国際協力に何か能力というか、資質というのは、そんなふうなのは、見通しがあってこんなふうに出てくるんですか。

〔「昨日聞いた」と呼ぶ者あり〕

聞いたつけ、じゃあもう1回言って。

## 尾塚企画推進課長

ただいまの件につきましては、昨日の白石議員からの総括質疑の中で説明したとおりであります。

## 川畑二美委員

47ページでですね、47ページを見ていただいて、こちらのほうで先ほどもお話に出てたんですけど、交通空白解消対策事業。

〔発言する者あり〕

それを言わないといけない。2款総務の8、ちょっと待ってください。

## 白石純一委員長

2款1項8目18節の。

## 川畑二美委員

1項8目18節の補助金及び交付金のこちらの47ページなんですけど。先ほど交通空白解消対策事業負担金が1,200万円あって、こちらの阿久根市当初予算概要のほうにはですね、公共日本版ライドシェアなどの新たな取組について導入検討を行うって書いてあるんですけど、どのような計画を立てていらっしゃるのかなと、再度ちょっと聞いてみたくて質問させていただきました。

## 尾塚企画推進課長

交通空白解消対策事業についてですが、これは公共ライドシェア、それから日本版ライドシェアなどの導入に向けて、市民を対象としたアンケート調査の実施や交通事業者をはじめとする関係機関との協議、実証実験の実施等を計画しているところです。また、市民の公共交通の利用促進のための、そういうのを目的としましたイベントの実施も予定して

いるところですよ。

**川畑二美委員**

今、イベントっておっしゃったんですけど、それは、どういう形でイベントを組まれるのかなと今一瞬ちょっと思ったんですけど、教えていただけたらありがたいです。

**尾塚企画推進課長**

具体的などというイベントを行うかというのは、昨日の総括質疑でも説明したとおり、この事業につきましては市の公共交通活性化協議会が実施主体となっていく事業でありますので、その協議会の中で協議をしながら、どういうイベントをするかっていうのを検討していきたいと考えているところです。

**川畑二美委員**

早速使えるってことはないわけですね。協議会を通してから話し合って、結構遠い田代とかあちらの方々は交通の不便だっていう話をされるものですから、こういうのが使えたらありがたいなあということを思ってですね、1日も早く使えるようになったらいいかなと思います。

**尾塚企画推進課長**

この事業につきましては、誤解がないように再度説明いたしますが、来年度、令和7年度のこの事業というのは、先ほどから申し上げておりますライドシェア等の導入に向けた実証実験等を行って、阿久根市で実際、こういうライドシェア等を導入すべきかどうか、その研究調査等を行う事業でありますのでよろしくお願いします。

**高崎良二委員**

46ページの2款1項12節の中の委託料の中に、地域おこし協力隊活動支援業務とあるんですが、幾らぐらい見てるんですかね。

**尾塚企画推進課長**

この地域おこし協力隊活動支援事業につきましては、隊員の日常のサポートについて、令和5年度から特別交付税措置の制度が創設されたことから、委託事業として改めて隊員のサポート業務を明確にすることで、隊員の健康管理、それから任期途中での離職等を防止し、定住等につなげていこうとするものであります。協力隊OB、OG等による新規隊員・現役隊員へのきめ細かなサポート体制を構築することとしております。

**高崎良二委員**

この業務委託というのは、隊員の健康管理とか、そういったところの委託になるということですかね。

委託先はどこですか。

**尾塚企画推進課長**

この事業、委託につきましては、この地域おこし協力隊の阿久根市のOB隊員である、まちの灯台阿久根に業務を委託しているところです。

〔高崎良二委員「分かりました」と呼ぶ〕

**高崎良二委員**

次にいいですかね。

47ページの2款1項18節、その中に地域おこし協力隊の活動経費負担金と、50万円かな、とあるんですが、この活動経費というのは、例えば、協力隊が活動したときの経費を直接協力隊員に支払うという形になってるんですかね。それとも、どこからか請求が来ての。

### 尾塚企画推進課長

この活動支援負担金につきましては、現在、地域おこし協力隊員が、まちの灯台阿久根に派遣している形になっておりますので、まちの灯台阿久根に負担金として支出して、その中から必要な活動経費を使って事業、活動を行うという形をとっているところです。

### 高崎良二委員

ということは、1回、この金額をまちの灯台にもう全額支払うということですね。

### 尾塚企画推進課長

全額支払って、活動実績において精算をしていくっていうふうになって行っているところです。

### 高崎良二委員

例えば、この経費がそこまで要らなかった、残金が出た場合は、1回返金、返還ということですかね。

### 尾塚企画推進課長

そのとおりです。

〔高崎良二委員「分かりました」と呼ぶ〕

### 竹之内和満委員

48ページの2款1項8目18節ですかね、18節負担金、補助及び交付金の地域おこし協力隊起業支援400万円ということで、何人ぐらいを想定した金額なんでしょうか。

### 尾塚企画推進課長

この起業支援といいますのは、地域おこし協力隊の任期2年目から、任期終了後1年以内に市内において起業しようとする方の企業や事業承継に要する経費を支援する制度でありまして、1人100万円を上限としており、特別交付税措置されているものであります。

令和7年度は、今のところ2名分と、空き家改修に係る支援分を補助しようとしているところです。

### 竹之内和満委員

地域おこし協力隊が満期になるのは1人じゃないですか。それを2人にするんですか。

### 尾塚企画推進課長

今年度末で、卒業される隊員は1人ですけど、先ほど説明しましたとおり、任期2年目から3年の任期終了後1年以内が対象でありますので、現在、今年2年目に入る隊員もいますので、2名分を予算措置したところであります。

### 大田基次委員

46ページ、12節委託料の電気工作物保安管理業務。この委託先は個人ですか、会社ですか。

### 尾塚企画推進課長

企業を想定しております。

### 大田基次委員

企業ですね、ということは主任技術者が数名いらっしゃる、その会社に。

### 尾塚企画推進課長

その企業に電気主任技術者の資格を持っていいらっしゃる方がいるということで、現在1事業所に委託を想定しているところです。

### 大田基次委員

停電などがあったときに、すぐ来れるかっていうのは、どのぐらいの位置にお住まいの方でしょうか、その主任技術者は。

#### 尾塚企画推進課長

現在、薩摩川内市に居住しているということを伺っております。

〔大田基次委員「分かりました」と呼ぶ〕

#### 濱田洋一委員

47ページ、2款1項8目18節の負担金及び交付金ですが、おれんじで出愛サポート列車の旅事業56万3000円があります。

そして、概要版の15ページを見てみますと「阿久根で縁結び」出会いサポート事業ということで、予算書にあるこの56万3000円というのは、さつま町と共同で実施しているこの婚活イベントということによろしいんですか。

#### 尾塚企画推進課長

そのとおりです。

今年度まで、さつま町と阿久根市と北薩管内2団体で行ってりましたが、令和7年度は出水市、薩摩川内市、長島町もこの事業に参加するということで、3市2町、北薩地域全自治体で事業を行う予定としているところです。

#### 濱田洋一委員

今回また3市2町、拡充されていくということでございますが、この参加要項というか、例えば男性・女性それぞれあろうかと思いますが、年齢とか、いろんな、そのような具体的なことを教えてください。

#### 尾塚企画推進課長

今年度を例にとって説明しますと、今年度は4回を計画したところで、その回ごとに対象年齢、参加人数も、大体同じような人数なんですけど、少しずつ対象年齢をちょっと若め、20代からとか、今回は30代からとかそういうふうに区分をして実施しているところです。

#### 濱田洋一委員

その状況というか、それに応じて年齢区分等については設定されるというようなことでよろしいですかね。

〔尾塚企画推進課長「はい」と呼ぶ〕

それからですね、46ページ、2款1項12節のですね、婚活支援業務ということでありますが、これはこの概要版の出会いサポート事業の中の、いわゆる先ほどの56万3000円を差し引いた残りの50万円程度ですかね、その婚活支援業務ということで、予算を計上しているということですか。

#### 尾塚企画推進課長

この婚活の事業ですが、阿久根で縁結び出会いサポート事業ということで命名しておりますが、婚活アドバイザーによる伴走支援の下で、結婚ボランティアを育成し、出会いや結婚を希望する独身の方々の支援を行うものであります。

伴走支援の内容は、スキルアップ研修、市やボランティアからの相談対応などを予定しているところで、令和3年度から3年にわたってセミナー等の講師を務め、令和6年度においても伴走支援を行っていただいた方に引き続き依頼をする予定であります。

#### 川畑二美委員



2 款。

白石純一委員長

何ページですかね。

川畑二美委員

すいません、47ページの2款8款8節の負担金、補助金の。

白石純一委員長

2款1項8目18節ですか。

川畑二美委員

8目18節の負担金、補助金の中の、阿久根市地域間。

白石純一委員長

この47ページの上から何行目ぐらい。

川畑二美委員

下から10行目のですね、阿久根市地域間幹線系統確保維持費補助事業1,511万円。これは、何に使われているのでしょうか。

尾塚企画推進課長

この地域間幹線系統確保維持費補助事業につきましては、広域的、幹線的なバス路線の確保維持を図って、地域住民の福祉を確保することを目的に行っている事業であります。

補助対象系統の係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額の差額について、国が2分の1、県が2分の1、補助金を交付している事業であります。補助対象の経常費用であり、補助率が55%を超えない系統につきましては、55%に届くまでの経費を市町村が負担することとなっており、乗り入れ部分のキロの距離により、関係市町村で案分することとなっているところです。

交通バスの補助ということで考えていただければ結構です。

木下孝行委員

47ページの2款1項8目18節の、先ほど5番委員からあった交通空白解消対策事業負担金について、基本的には概要の中でありまして、先ほど説明があったように、ライドシェアを実現していくための調査・検討を今からしていくということで理解をするんですけど、令和7年度から調査・検討を始めて、令和8年度にはこの事業をスタートできるようなことを前提としているのかしてないのか。今の所管課の方向としてどういうふうに考えているか聞かしてください。

尾塚企画推進課長

ライドシェアの導入の課題につきましては、ライドシェアに対する社会重要性、それから交通空白となっている深夜時間帯の利用者のニーズ、一般ドライバーの確保、配車オペレーター等の確保、こういうことなどが課題として考えられているところであります。

令和7年度のこの事業で、これらの課題が解消できれば、阿久根市でも本格導入をしたいと考えているところであり、今のところ令和8年度からというような具体的な事業開始は、検討はしないところですが、あくまでもこの事業を行って、今言った課題が解消できれば、本格的に導入したいと考えているところです。

木下孝行委員

取りあえず今は、8年度という時期が明確には言えないということでありまして、我々も議員と語る会等で、飲食店組合さんをはじめとする、いわゆる11時以降タクシー営業

しないということで困ってる事業者がいっぱいいるということは確認ができてるわけで、多くの市民がそこを願ってるんだと思うからですね、今後、協議会を立ち上げていくのであれば、そういったことを頭に置きながら、進めていかんと、その時期がいつになるかっていうふうな考えで進んでいけば、当然長くなる可能性があるからですね。

やはり、もう来年の8月には、実際、実施できるように持っていくんだということを前提に協議会を立ち上げて進めていかんといかんというふうに思うんですよね。だから、そこがぼやけて、スタートがぼやけてしまえばその途中が何か、ある意味うまく進まない可能性もあるから、そこら辺はそういう考えを持って協議会で、また、所管としてそういう意見も聞きながら、議会からもこういった意見が出てると。実現できたら実現、来年8年からスタートできるような、そういった議会からの話もありますよということも協議会の中で話してもらいながら、ぜひ、できるように進めていただきたいと思います。

#### 白石純一委員長

要望でよろしいですか。

〔木下孝行委員「はい」と呼ぶ〕

ほかに質疑ございませんか。

#### 山田勝委員

先ほど、おれんじ鉄道の出会い系ですね、なんやっただけ。おれんじ鉄道出会いサポート列車の、47ページ、1項2款18節。

これに濱田委員の質問をずっと聞いとったら、結局、サポートをするけれども、実績を上げた人には何かお礼をするの。

#### 尾塚企画推進課長

ただいまの山田委員の御質問の中の、成婚ができた方に何か謝金をとというようなことでありますが、これにつきましては、報償費で9万円組んであります。1回につき3万円の謝金ということで組んであります。結婚を応援してくれるボランティアの会員の確保、活動の充実を図り、成果につなげるため、ボランティアの方が仲介したお二人が成婚した場合に、ボランティアの方に謝礼をお渡しすることとしております。

#### 山田勝委員

やはりねえ、お礼をやらないとね、しないんですよ。ボランティアでサービスではね。だから、やっぱり今3万円やるって言ったから10万円やっとうやろうかと思ったけど、すごいなと思ったけど3万円でもいいですよ。それはもう、ぜひそうしてください。

次に、備品購入費とあったでしょう。46ページ1項2款17節の備品購入費、カメラレンズ34万6000円というのは、どんなカメラレンズなんですか。近ごろ安いデジカメがあるがと思って。

#### 尾塚企画推進課長

ただいま山田委員から御質問のこの備品のカメラレンズ等ではありますが、これにつきましては、原子力関係の広報調査等交付金事業の中の事業で購入するものであります。

この広報調査等交付金事業の内容につきましては、研修会参加とか、新聞の購読料、原子力だより、これは年3回配布です。それからこの備品の購入。それから、別の委託料で計上しておりますサーベイメーター等の放射線測定用の機器の構成と、こういう事業を行う予定で、全体で内示額としまして161万5000円内示を受けているところで、その中の備品購入ということで、カメラレンズ等を今回購入しようとしているところであります。

金額的には30万円程度ですが、ちょっと専門的でないものですから、説明が難しいんですけど。

**白石純一委員長**

分からなければ後で。  
一旦休憩に入ります。

(休憩 午後 1 時41分～午後 1 時42分)

**白石純一委員長**

休憩前に引き続き、委員会を再開します。  
カメラレンズについて御説明をお願いします。

**尾塚企画推進課長**

今回、購入するカメラレンズにつきましては、一眼レフレンズのカメラで、実際、広報用で活用することを想定しておりますが、万一の場合は、災害等起こった場合は当然、防災用ということで使用したいと考えているところです。

**山田勝委員**

良かカメラでいい写真を撮らないかんっちゃうことですね。了解です。  
はい、次。

45ページ2款1項8目、地域おこし協力隊員に関連してですね、台湾との交流をするために、いろいろ議論ありましたけど。さてね、現在、阿久根で台湾の善化区を含める台湾と経済交流のある業者が何人ぐらいいらっしゃるんですか。

**尾塚企画推進課長**

申し訳ありませんが、現在、正確な数、そういうものは、詳細については把握をしていないところです。

**山田勝委員**

企画推進課で把握していないということなんですか。それとも、例えば商工観光課とかは把握してるけどっていう意味ですか。企画推進課では把握していないということですか。

**尾塚企画推進課長**

昨日の総括質疑の中で市長から答弁がありました、現在、阿久根市、日置市、薩摩川内市等で構成しております薩摩国広域輸出促進協議会、その組織の中等では恐らく把握はしてあると思いますが、企画推進課の中では、詳細について現在のところ把握はしていないところです。

**山田勝委員**

薩摩国何か、ありますよね。それは、阿久根市役所ではどこが所管してるんですか。

**尾塚企画推進課長**

現在、商工観光課で所管しております。

**山田勝委員**

商工観光課に聞いたほうがいいかもしれませんがね、阿久根市内には私たちも、市長が善化区に行くときには参加したい、行ってみたいというような人がないことはないんですよ。だから、やはりその閉め切らないで、窓を開けて、行きたい人はいつでも一緒に行きましょうという姿で行ったほうがいいかなと思ってるものですからね、お尋ねしました。

そういうことで取り組んでほしい。

それからですね、実は、私は項目を見つけよう見つけてなかなか見つからないんですよ、でも、企画推進課の職員が取り組んでいるので、予算の中で企画推進課で取り組んでいる事業としてお尋ねするんですが、あなた方の所管で、青果市場跡地についてですね、3月頃をめどに業者と提携をしたい旨の話なんかがあったんですが、あれは現在どういう状況なんですか。

**白石純一委員長**

一旦休憩に入ります。

(休憩 午後1時47分～午後1時48分)

**白石純一委員長**

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

ただいま山田委員からの質問は、2款1項8目11節の役務費の手数料に関連費用が含まれているということですので、御回答をお願いします。

**尾塚企画推進課長**

ただいまの山田委員の御質問ですが、旧青果市場跡地活用に関することだと思います。これにつきましては、令和7年度当初予算に計上したものは、ただいま委員長から説明があったとおり、11節役務費の手数料21万円の中に入っております。令和7年度の当初予算に計上しましたのは、土地に係る事業用定期借地権契約に関するもので、公証役場による作成となるため、その手数料や収入印紙代を計上したものであります。

また、この市場活用の件につきましては、本日現在で活用事業者の公募手続きを進めているところですが、現在1者から参加表明、それから企画提案書の提出があったところです。このことで、今月末にプレゼンを実施し、また選定委員会等も開催して審査する予定としております。

候補者として選定された後は、基本協定の締結、それから土地の貸付契約などを行って、整備に向けて新年度に具体的に進めていきたいと考えているところです。

**山田勝委員**

私は期待してるんだけど、果たして今どういう状況だろうかという気持ちは私だけじゃなくて、ほかにもいらっしやると思うんですよ。だから、そういう中でね、今、発表する段階じゃないけれども、実は今こういうことで、そんなに長くないうちに発表することになりますというようなことをしたら安心するじゃないですか、私たちも。だから、そういう意味でお尋ねしたわけであります。

ですから、例えば、まず一つ確認しておきたいんですが、事業者が、跡地の賃貸契約を結んで事業に必要な経費あるいは事業費とかというものは、全部、事業者持ちに考えていらっしやるのか、あるいは阿久根市も幾分か出すのか、ちょっとお尋ねしたい。

**尾塚企画推進課長**

事業者が選定した後に、そういう整備費に係るものにつきましては、協議しながら事業者が出す部分、それから市が補助できる部分、そういうところを協議しながら進めていきたいと考えているところです。

**山田勝委員**

あれだけの事業を仮にするとですね、私は、直ちにわざれか儲ける仕事じゃないという気はするもんですからね。ですから、阿久根市も幾分か財政支援をせないかん部分もあったり、出さないかん部分があったりすると思いますよ。

だから、そういう中で、やはりある程度のところまでいったら、発表できる状況になったら発表して、事業者も役所も一緒になってですね、成功させる道を選んでほしいという気持ちで言ったのでありますので、ひとつよろしく頑張ってください。

**白石純一委員長**

意見でよろしいですか。

〔山田勝委員「はい」と呼ぶ〕

**尾塚企画推進課長**

先ほど申し上げました今月末に予定しているプレゼン等につきましても、現在考えているのは風テラスあくねで、公開の場でプレゼンを開催しようと考えているところです。

そういうふうにして周知広報に努めてまいりたいと考えております。

**山田勝委員**

なるべく多くの人に教えていただいて、私たちにも、影のほうからでもいいですから見せてください。お願いします。

**濱田洋一委員**

先ほどの1番委員の質問に関連してなんですが、46ページ、2款1項8目12節の委託料の中で、地域おこし協力隊活動支援業務50万円、それから47ページの2款1項8目18節のその他負担金で、地域おこし協力隊活動経費負担金等々ありますけれども、まちの灯台阿久根に地域おこし協力隊の方々を配属というか、そちらにいらっしゃるということですけども、地域おこし協力隊の方々の人件費以外でですね、市からまちの灯台に振り込まれている、支援事業、補助事業等について、これ総括的なあれですけども、金額と補助名というか、それを教えてもらってよろしいですか。

**尾塚企画推進課長**

当課で支出しているのは、先ほど御質問にありました、委託料の地域おこし協力隊活動支援業務、この委託料、それから活動負担金を、先ほど説明したとおり、負担金としてまず一括まちの灯台に支出して、それから実績に応じて精算返納していただくというこの2通り、当課で予算措置しているのはこの2つです。

**濱田洋一委員**

企画推進課ではこの2つの事業について所管だということで、ほかには。これは所管外ですけども、ほかにはありますか。

**白石純一委員長**

一旦休憩に入ります。

(休憩 午後1時55分～午後1時57分)

**白石純一委員長**

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

ただいまの濱田委員の質疑に関しては、また商工観光課のときをお願いいたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、すいませんが暫時交代させてください。

〔白石純一委員長は委員席、大田基次副委員長は委員長席に着席〕

#### **大田基次副委員長**

暫時、委員長の職務を交代いたします。

白石委員の質問を許可します。

#### **白石純一委員**

46ページ、2款1項8目12節、電気工作物保安管理業務、先ほど大田委員からも質疑ございましたが、もう少し詳しく教えてください。

このマイクログリッド内には、市役所以外にも消防署、中央公民館、風テラス、そしてこのマイクログリッドといったような、そして番所丘ですね、様々な施設が含まれているわけですが、今回、それらの全ての施設の電気管理技師を一本化するという理解でよろしいんですか。

#### **尾塚企画推進課長**

先ほども説明しましたとおり、高圧の受電施設であります市の本庁舎、それから風テラス、保健センター、マイクログリッド内6施設のうちの3施設を予定しているところです。

#### **白石純一委員**

本庁舎と風テラスと保健センター。以前ですね、ここの庁舎で停電が起きたときにうまく対応できなかった理由が、庁舎は庁舎の電気管理技士がおられて、マイクログリッドからの受電はまた別の管理技士がおられてということがあったと思うんですが、今後は庁舎の電気管理技師もこのマイクログリッドからの受電の管理技士も同一の方が行われる。その方が川内におられるという理解でよろしいでしょうか。

#### **尾塚企画推進課長**

ただいまの御指摘のとおりであります。

#### **白石純一委員**

効率的になるかと思いますのでよろしくお願いします。

次に、47ページの、先ほどと同じ節ですね、負担金の上からは8行目ぐらいの負担金の中の1番上、地域活性化起業人につきまして、企業の方に、企業から派遣していただくという、地域おこし協力隊の企業版のような形と理解してもいいかと思うんですが、既に、どういう方を、どういうところからお迎えするというような考えはあるんでしょうか。

#### **尾塚企画推進課長**

ただいまの地域活性化起業人についてであります。この制度につきましては、3大都市圏に所在する企業と地方圏の地方自治体が協定書に基づいて、企業の社員を地方自治体に一定期間、6か月から3年程度であります。この一定期間を派遣し、地方自治体に取り組む地域課題に対して、社員の専門的なノウハウや知見を生かしながら、即戦力人材として業務に従事することにより、地域活性化を図ろうとする取組であります。

制度の活用にあたりましては、企業側と自治体が協定を締結することが要件であり、令和5年度に地域活性化に関する包括連携協定を締結しました博報堂プロダクツと新たに地域活性化起業人の派遣に関する協定を締結して、同社の社員を受け入れたいと、今、考えているところです。

#### **白石純一委員**

そうすると、この市役所の組織の中に、博報堂プロダクツの方に入っていただき、職員と同様な勤務で地域活性化に資するお仕事をしていただくという理解でよろしいんですか。

#### 尾塚企画推進課長

身分的には職員という位置づけではありませんが、あくまでも企業から派遣して、人材を派遣していただいて、即戦力として活動していただきたいと考えているところです。

〔白石純一委員「以上です」と呼ぶ〕

#### 大田基次副委員長

白石委員の質疑が終わりましたので、委員長の職務を白石委員長と交代いたします。

〔白石純一委員長は委員長席、大田基次副委員長は委員席に着席〕

#### 白石純一委員長

以上で質疑を終わり、議案第17号中、企画推進課所管の事項の審査を一時中止します。暫時休憩に入ります。

(休憩 午後2時3分～午後2時14分)

#### 白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

### ◎ 議案第17号 令和7年度阿久根市一般会計予算

#### 白石純一委員長

次に、議案第17号中、税務課所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

#### 新町税務課長

議案第17号中、税務課の所管に所管する事項について御説明申し上げます。

まず、歳出から御説明いたします。

予算書の54ページをお開きください。

第2款総務費2項1目税務総務費について、内訳の主なものは職員10人分の人件費になります。

次に、55ページに入り、2目賦課徴収費について、1節報酬から4節共済費は会計年度任用職員の報酬、会計年度任用職員の期末勤勉手当及び税務課で雇用する会計年度任用職員の社会保険料であります。

8節旅費は、市外出張徴収、搜索、研修会参加などの旅費であります。

10節需用費は、税務関係法令書籍追録購入費や納税通知書、納付書、窓あき封筒などの印刷費用が主なものであります。

11節役務費は、郵便料、電話料、金融機関収納手数料及び預貯金調査金融機関手数料などが主なものであります。

12節委託料は、e L T A Xシステム改修業務と標準宅地の鑑定評価業務に係る委託料であります。

13節使用料及び賃借料は、電子申告、年金特別徴収及び国税連携に係る地方税電子申告支援サービス使用料と、法人住民税、個人住民税、固定資産税及び軽自動車税の共通納税サービス利用料と、軽自動車検査情報提供サービス利用料が主なものであります。

次に、56ページに入り、18節負担金、補助及び交付金の内訳は、地方税共同機構の運営

負担金、資産評価システム研究センター正会員費と鹿児島県が徴収する軽自動車税環境性能割に対する徴収取扱費を見込み計上し、固定資産評価専門研修等への受講料としての負担金、会議出席負担金、阿久根市青色申告会への運営費等補助金であります。

22節償還金、利子及び割引料は、法人住民税の確定申告による予定納税分などの過誤納金の還付金及びその加算金などであります。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入予算の主なものを御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

まず、市税の総括的なことから御説明いたします。

市税は、市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税の5税目で、令和6年度収入見込額等から計上しました令和7年度の総額は、前年度に比べ3.53%、6359万9000円の増で、歳入総額に占める構成比率は、前年度より0.04ポイントの増の14.0%であります。

それでは税目ごとに御説明いたします。

15ページをお開きください。

1款市税1項市民税1目個人は、前年度に比べ6463万5000円の増であります。

2目法人は、前年度に比べ159万3000円の増で見込み計上しました。

次に、2項固定資産税のうち、土地・家屋・償却資産に係る純固定資産税である1目固定資産税は、前年度に比べ678万8000円の減であります。土地については下落傾向であり、家屋についても極端な新築増が見込まれておらず、土地・家屋に対しての調定額の増加が見込めないことから税収の減額減少を見込んだところであります。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、前年度に比べ3万4000円の減と見込んでおります。

3項軽自動車税は、前年度に比べ331万7000円の増額を見込んでおります。

次に、16ページにかけて、4項市たばこ税は、令和5年度実績及び令和6年度見込みから推計したもので、前年度当初予算と比べ78万6000円の増を見込んでおります。

6項入湯税は、宿泊・休憩者合わせて入湯客数を3,000人ほど見込み、前年度と比較し9万円の増を見込んでおります。

次に、第3款利子割交付金から17ページにかけて、第6款法人事業税交付金は、令和6年度実績から見込み計上しました。

次に、20ページから21ページにかけて、第13款使用料及び手数料2項手数料1目総務手数料2節徴税手数料は、納税証明などの各種証明手数料及び市税督促手数料を見込み計上しました。

次に、27ページをお開きください。

第15款県支出金3項委託金1目総務費委託金2節徴税费委託金は、市が個人県民税の賦課徴収に係る事務を行うための徴収取扱費として県から市に交付されるもので、見込み計上しております。

次に、32ページの第20款諸収入1項延滞金、加算金及び過料1目延滞金については見込み計上したものです。

次に、33ページの5項4目20節雑入は、一番上の雇用保険料の一部に税務課雇用の会計年度任用職員分、34ページの1番上のコピー使用料の一部に税務課分が含まれており、上



から17番目の封筒広告料が税務課所管の主なものであります。

歳入の主なものについての説明は以上のとおりであります。

貴重な自主財源である市税の収入率向上ために、市税等の滞納繰越について、引き続き給与・預貯金調査などの財産調査の強化、搜索・差押え等の滞納処分の徹底を図ります。

あわせて、公平・公正な課税により、納税者の方々の理解を得ることに努めてまいります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

**白石純一委員長**

課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

**竹原信一委員**

市民税が、個人と、その企業というか、法人税。

**白石純一委員長**

ページは。

**竹原信一委員**

原因はどのようなふうに。

**白石純一委員長**

何ページになりますか。

**竹原信一委員**

15ページ、1款8項。はいどうぞ。

**新町税務課長**

個人市民税の増額についてですけども、対前年度比6454万1000円の増でありますけども、主な原因につきましては、今年度実施されてました定額減税の減収分が回復するためと考えております。

〔竹原信一委員「え」と呼ぶ〕

定額減税分、今年度ですね。その分が回復するために、ちょっと増額になったという形にしております。

また、最近の全国的な景気回復の基調がありまして、最低賃金の水準の上昇などによってもですね、1人当たりの給与所得は増加傾向にあると推測されておりますので、そこで、個人市民税については増額をいたしました。

あと、法人市民税については、163万7000円ほどの増収と見込んでおりますけども、こちらについても、全国的な景気回復の基調を受けて、法人の事業実績が上向くと見込んで、コロナ禍前よりもですね、ちょっと増額の予算計上したところでございます。

**竹原信一委員**

たばこ税のほうの件も教えてください。増額、その下のほう。たばこ税の増額、15ページの1番下。

**白石純一委員長**

1款4項1目ですね。

**新町税務課長**

たばこ税もですね、増額の見込みにしているんですけども、たばこの販売本数の推移といたしましては、令和4年度から言いますと、2,700万円ほどあってですね、令和6年度の12月の実績ですけども、そこについては2万2000円ほどの減少にはなっているんですけど

ども、実際、予算計上するときに、健康志向のために本数を抑えて減少で、傾向を見込んでいたんですけども、たばこ販売本数が減少の幅が少ないっていう形上ですね、今回また、たばこ税については、ほぼ実績に基づいて増額の計上をしたという経緯になっております。

**竹原信一委員**

56ページ、2款2項これ何目だっけ。2目かな。地方税共同機構というのは、もうこれ全国の一つの組織になったんですか。それとも、阿久根市は分割したものの一員になっているんですか。その仕組みを教えてください。阿久根市の場合の。

**新町税務課長**

こちらの地方税共同機構につきましては全国規模の部分になりまして、各市町村が。

〔竹原信一委員「各市町村なのね」と呼ぶ〕

ですね。はい。

**山田勝委員**

56ページ、2款3項、22節のねえ、過納金還付金等とありますよね。これは、まだ確定はしないんだけど、間違っ取った人に戻さないかと、こういうことでしょう。

昨日、私が質疑の中でですね、1,000万円を取れた25年間で取れたのは、根拠は何ですか。地方税は、あれが、時効が5年でしょうと。根拠は何ですかという質問をしましたよね。もう一遍教えてください。

**新町税務課長**

税金の還付につきましては、地方税法では5年と定められております。

昨日、補正予算で計上したんですけども、要綱がある関係上、20年ですね、今度は返還できるという形の要綱を整えておりまして、20年というのは国家賠償法によると、いろいろな請求手続を相手さん方は踏まないといけないという手間がかかるものですから、民法にも消滅時効は20年というのも定められておりますけども、その手間とかをですね、早急に、課税誤りがあつたら、こちらも返還しないといけないという旨で返還金要綱を作成して、20年という定めを設けているという状況になってきております。

**山田勝委員**

結果的にね、20年遡ってお返しできたからいいんですよ。

**白石純一委員長**

すいません。山田委員、その件については次の議案で。

**山田勝委員**

何ですか。

〔木下孝行委員「次出てくるわけよ10号が、そればっかりの議案が出とつて」と呼ぶ〕

**白石純一委員長**

次の議案に独立して出てきます。

**山田勝委員**

私は過誤納還付金について言うんですよ。

〔木下孝行委員「まあ、そいも含めてやったっどん」と呼ぶ〕

**白石純一委員長**

20年のこととおっしゃってたので、このことでよろしいですか。

**山田勝委員**

根本的なところを話してるわけですから。

**白石純一委員長**

はい、どうぞ。

**山田勝委員**

あなたは、例えば地方税法ではですね、5年で決まってますよね。毎年、決算の中で出てきますもんね、不納欠損金として5年過ぎたものはなりますよ。

しかしながら、何で阿久根市は、基本的にはですね、還付金は、私が言うように、あなた方は、税務課の職員というのはね、特権を与えられているんですよ。あなた方が、市民に対して税金を幾らって、こうかけられるでしょ。決定権があるわけでしょう。それはね、法律は日本国の法律なんですよ。日本国の法律。

だから、国家賠償法が適用されますよということで、それには書いてないかもしれませんが、私は、何年か前その件でかなり厳しい議論をしてですね、それでもって阿久根市としてはマニュアルを作ったんですよ。

でも、基になるのは国家賠償法で還付せないかんから、阿久根市は阿久根市としてこういうマニュアルを作りましたと言えればそれでいいんだけど、もうそちらは抜いてね、あなたがたって小手先のことばかりでこういう結論を出そうとしているから、納得できないんですよ。

だから、地方税法は5年で消滅なんです。でも、法律そのものが、税務課の職員が特権でやったその権力がですね、国家賠償法に適用されるということなんです。以上です。分かりましたか。

**新町税務課長**

分かりました。

**山田勝委員**

次にね、歳入の部分で、歳入の入湯税なんだけどね。

**白石純一委員長**

ええと、ちょっと待って、ページ数が。

**山田勝委員**

ちょっと待って、見つけ方やらよ。

〔川畑二美委員「2ページです」と呼ぶ〕

2ページですかね。

〔川畑二美委員「はい」と呼ぶ〕

これはありがとう。

〔発言する者あり〕

**白石純一委員長**

款項目でいうと16ページです。

**山田勝委員**

16ページ。2ページと言ったが。

**白石純一委員長**

16ページの1款6項1目。

**山田勝委員**

分かりました、すいません。

16ページですね、1 款。

〔発言する者あり〕

6 項やらよ。6 項 1 目の入湯税45万円なんですけど、この入湯税というのは、風呂に入った方々からもらうんですよね。どっからもらうんですかね。

#### 新町税務課長

入湯税を課税されてる方につきましては、入湯された方に対して徴収するんですけども、そこで、除かれてる部分、共同浴場とか一般公衆浴場ですね。俗に銭湯みたいな感じになってきておりますので、その部分については徴収はしない形ですね。

#### 山田勝委員

入湯税は大衆浴場からは徴収しないということですね。

#### 新町税務課長

宿泊とかですね、そういう方たちに対しては1 人150円ですね徴収を行っております。

〔山田勝委員「いくらですか、1 人」と呼ぶ〕

150円。

〔山田勝委員「150円」と呼ぶ〕

はい、ですね。

#### 山田勝委員

私、入湯税というのは、阿久根の温泉に入った人はみんな徴収されるのかと思っていました。今日は、いい勉強しました。

ちなみにですね、阿久根市の泉源が2 つありますよね。

あなた方の権限外かもしれませんが、あそこは、阿久根市はただで貸してるんですか。それとも賃借料を取ってるんですか。

#### 白石純一委員長

所管外なので。

#### 山田勝委員

分からんっちゃえばそいでよかって言わよ。

#### 白石純一委員長

商工観光課のほうでまた同じ質問をしてください。

〔山田勝委員「了解」と呼ぶ〕

#### 濱田洋一委員

15ページ、歳入の1 款1 項2 目2 節滞納繰越分で調定見込額の23%、それから、同じく1 款3 項2 目2 節の滞納繰越分は軽自動車税ですが、これが調定見込額の25%となっておりますが、昨年度を見てみますと、この市民税の個人分の6 年度、年度当初の分ではですね、24%となっております。そして、軽自動車税につきましては30%、滞納繰越分ですね、となっておりますが、たしか去年、課長から、こういった評価というか、それについては預貯金等調査を行って公平公正な取組を行っていきたいということを話されたかなと思うんですが、今回、昨年度よりもこの見込額が減った原因というのは、どのようなことがあるんでしょうか。

#### 新町税務課長

実際、滞納繰越分につきましては、年々、今のところ増えている状況であるんですけども、その方たちに対しては、濱田委員から指摘がありましたように、預貯金調査、あと給

与調査等ですね、差し押さえれる分があれば差し押さえるということで、税務課としては、そういうスタンスでいってる状況になってきております。ただ、どうしても取れない部分、担税力がない方も中にはいらっしゃるっていう形になりますので、その方たちに対しては、様々な調査をかけて、そこで担税能力がなかったら執行停止っていうのをかけまして、その担税能力がない状況が3年間続けば欠損に落とすという形になってくるんですけども、そういう部分で落としていくっていう方向でとらせていただきます。今回もですね。

滞納繰越分を増やさないために、現年度分を、今度、優先的に徴収をしていきまして、もう滞納繰越ももうどんどん減らしていこうっていうような考えで、数字的にもちょっと減ってる部分があるという状況ではあります。

これだけ集めればいいんですよというわけじゃなくて、それ以上、こちらも努力して集めるところではありますので、御理解よろしくをお願いしたいと思います。

#### 濱田洋一委員

大変でしょうけれども、よろしくお願いします。頑張ってください。

#### 白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第17号の審査を一時中止します。

次は、議案第26号の一般会計補正予算第10号ですので、御準備をお願いします。

#### ◎ 議案第26号 令和6年度阿久根市一般会計補正予算（第10号）

#### 白石純一委員長

次に、議案第26号を議題とします。

所管課に説明を求めます。

#### 新町税務課長

議案第26号、一般会計補正予算（第10号）について御説明申し上げます。

補正予算書の8ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

第2款2項2目22節償還金、利子及び割引料の補正額1,000万円は、昭和63年に北さつま漁協が新港内に製氷施設を整備し、その後、平成元年に貯氷施設を隣接地に併設しました。

地方税法では、水産業協同組合法による組合が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に対しては固定資産税を課することができないとされていましたが、製氷施設については氷を製造する施設であり、倉庫に該当しないことから課税を行ってきました。

一方、貯氷施設については、水産物等を冷凍保存する施設であることから、倉庫に該当するとして非課税としてきました。

このことに関し、国の通知によれば、製氷施設が貯氷施設と構造的または機能的に一体として使用されている場合は、これらの施設を合わせて非課税として取り扱うこととされていましたが、現状の確認を行った際、両施設が一体化した建物であったことから、これまで課税してきた製氷施設も非課税となるべき事案が発生しました。

そのことから、阿久根市固定資産税及び国民健康保険税に係る返還金交付要綱により過去20年前まで遡及して過誤納金を還付及び返還するため、不足分を計上したものであります。

7ページにお戻りください。

歳入について御説明いたします。

第18款繰入金 1 項 1 目財政調整基金繰入金の補正額1,000万円の増額は、今回の補正予算の一般財源として繰り入れるものであります。

以上で説明を終わりますが、今後このようなことがないよう、関係の法令、通知等を十分に確認しながら課税事務の適正な処理に十分留意してまいります。

誠に申し訳ございませんでした。

**白石純一委員長**

課長の説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。

(休憩 午後 2 時38分～午後 2 時49分)

**白石純一委員長**

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

議案第26号について質疑ございますか。

**竹原信一委員**

ここ、今回、その漁協だったからこういうことが起こったのかなという気がするんですけども。個人的に、個人からのその、に対してですね、税金の、まあ固定資産税など取り過ぎというのは、しばしばあるんでしょうか。起こってるんですか、阿久根市の場合は。

**新町税務課長**

こちらの返還金につきましては、過去の実績になりますけども、地目の誤りが大体2件ほどあったというので、保安林を山林で課税したっていうこと。公共の池沼が通常の池沼の課税になってたということです。あと、家屋評価の誤りということで、建築年次の誤りで、経過年数がですね、経年で係数が異なってくるということで、そういうものがありました。

**竹原信一委員**

そういったものについては、阿久根市税務課が発見して取り過ぎてましたということで還付するということになってるんですか。してるんですか。

**新町税務課長**

こちらが分かって返す部分もありますし、中には納税された方から、違っているという申出があったというのもあります。

**竹原信一委員**

そうですね、大体、自分で気づくことは、取られてる側ですよ、市民のほうからほとんどないだろうという気がしますよ。よっぽどのがなければ。

それでずいぶん慎重にさせていただかなければいけないんですけども、例えば税の滞納については利息金利取ったりしますよね。今回のやつは、利息はつけないんですか。

**新町税務課長**

こちらにつきましては、返還金要綱にも利息分というのがありますので、それも付加し返還する形になっております。

**竹原信一委員**

今回返す場合にですね、際には、向こうへの謝罪ということも行われたんですか。

## 新町税務課長

こちらの誤りが見つかって、市の方向性が固まってから、北さつまさんには謝罪に行った形です。

## 竹原信一委員

税務課の方は、つい一生懸命なってますね、高めにというか、取り足りないことがないようにというふうにやる傾向があると私は聞いておりますけれども、取り損なった場合にはですね、取りそこなった、課税額が少なくても市が損することはないんですよ。仕組みからいって。固定資産税の収入が減れば国からの交付税が増えるという仕組みになってますから、そこら辺もわきまえてですね、あんまり一生懸命取ろう取ろうと頑張られるとね、君たちも嫌われるし、ろくなことにならないので、気をつけていただきたいと思います。

## 山田勝委員

やっぱり公平公正にやらないかんでな。気についたところは気についたところで、職員が気がついたら職員が。

普通はですね、隣の方は5万円じゃった。切符を見たら、おいがとはなぜ10万円じゃってよって、おかしかねえと。ここから始まるんですよ。

だから、気がついた人がやればいいわけで、1番あるのは、納税者がこれはおかしかよって言うてするのが1番多いですよ。

だからそういうのには、快く、優しくしてやってくれればいいんですよ。

## 白石純一委員長

意見でよろしいですか。

〔山田勝委員「はい、そうです」と呼ぶ〕

## 渡辺久治委員

新聞によりますと2月下旬に謝罪に行かれたということなんですけども、どなたが謝罪に行かれたんですか。

## 新町税務課長

税務課の私と担当の固定資産税の係長2人で謝罪に行きました。

## 渡辺久治委員

組合長と会われてされたんですかね。

## 新町税務課長

はい、組合長とも会って謝罪を行いました。

〔渡辺久治委員「はい分かりました、御苦労さまでした」と呼ぶ〕

## 白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第26号の審査を一時中止します。

〔税務課退室〕

一旦休憩に入ります。

(休憩 午後2時54分～午後2時56分)

〔市民課入室〕

白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

◎ 議案第17号 令和7年度阿久根市一般会計予算

白石純一委員長

次に、議案第17号を議題とし、市民課所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

平田市民課長

議案第17号中、市民課の所管する事項について御説明いたします。

予算書の48ページを御覧ください。

第2款総務費1項総務管理費9目支所及び出張所費は、会計年度任用職員の人件費や、郵便料、電話料などの経常経費が主なものであります。

50ページを御覧ください。

15目諸費18節負担金、補助及び交付金につきましては、鹿児島県防衛協会負担金であります。自衛官募集事務につきましては、これまでどおり自衛隊鹿児島地方協力本部薩摩川内出張所及び募集相談員と連携を図りながら、また、昨年度設立された阿久根市防衛協会の方々の支援をいただきながら、募集広報活動に協力してまいります。

56ページから57ページにかけて、3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費7節報償費は、阿久根市からの出生祝いとして、出生届の提出時に渡す誕生証書の作成費用及び福祉施設等におけるマイナンバーカードの取得に係る申請サポートや代理交付等への助成を見込み計上しております。

11節役務費の通信運搬費は、主にマイナンバーカード交付時の本人限定受取郵便料であり、手数料は、窓口での各種証明書の手数料をキャッシュレスにより支払いした場合のキャッシュレス決済手数料と、コンビニでの住民票の写しと印鑑証明書の交付手数料であります。

12節委託料は、戸籍情報システム機器保守業務ほか2件であります。

13節使用料及び賃借料は、証明書コンビニ交付システムの利用料であり、17節備品購入費は、IC旅券用交付窓口端末機の購入費用であり、県の権限移譲交付金を充当いたします。

18節負担金、補助及び交付金は、コンビニ交付に係る証明書交付センター運営負担金ほか、鹿児島県方法務局川内支局管内における人権擁護委員協議会と戸籍住民基本台帳事務協議会の負担金であります。

63ページを御覧ください。

民生費1項1目社会福祉総務費のうち当課所管分は、27節繰出金の国民健康保険特別会計への繰出金であり、国民健康保険特別会計の一般会計負担分として、事業勘定と直営診療施設勘定へそれぞれ繰り出すものであります。

68ページを御覧ください。

4目国民年金費は、国民年金業務に係る経費を計上しております。

8目後期高齢者医療費の18節負担金、補助及び交付金は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合への負担金であり、共通経費として広域連合の組織運営に要する一般会計分及び広域連合の人件費などを含めた保険給付の事業に要する特別会計分であります。

また、後期高齢者広域連合療養給付費は、後期高齢者の療養給付に要する経費の12分の



1の額を負担することとされており、その費用であります。

27節繰出金は、低所得者の保険料軽減分の保険基盤安定拠出金分と事務費分を後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものであります。

19ページにお戻りください。

歳入予算について御説明いたします。

第13款1項使用料3目衛生使用料1節保健衛生使用料は、葬斎場の使用料であります、死亡届の受理に合わせて収納する必要があることから、当課で計上しております。

21ページに移り、2項手数料1目総務手数料3節戸籍住民基本台帳手数料は、戸籍謄抄本をはじめとする諸証明書、印鑑登録証明書及び住民票の写し等の交付手数料であります。

22ページの第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金5節国民健康保険医療助成費負担金は、低所得者の数に応じた保険者支援や未就学児等の保険税軽減措置に対する国の負担分を見込み計上いたしました。

23ページの2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金のうち当課所管分は、マイナンバーカード交付事業費であり、当該事務事業における対象経費の補助率は100%であります。

24ページの3項1目総務費委託金は、1節総務管理費委託金の自衛官募集事務費及び2節戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者住居地届出等事務費であります。

また、2目民生費委託金は、1節社会福祉費委託金の国民年金事務費であります。

第15款県支出金1項2目民生費県負担金の1節社会福祉費負担金のうち、上から6行目の保険基盤安定拠出金は、後期高齢者医療特別会計へ繰り出す低所得者等の保険料軽減分を補填するもので、県の負担分である4分の3の額を見込み計上したものであります。

25ページの5節国民健康保険医療助成費負担金は、保険税負担の緩和と財政基盤の安定に資するためのもので、国民健康保険被保険者の低所得者等に対する保険税軽減措置等に係る県の負担分を見込み計上しました。

27ページを御覧ください。

3項1目総務費委託金3節戸籍住民基本台帳費委託金は、人口動態調査事務費と旅券事務に係る市町村権限移譲交付金であります。

29ページを御覧ください。

第16款財産収入1項2目利子及び配当金のうち、下から9行目、高額療養資金貸付基金の利子を計上しました。

33ページを御覧ください。

第20款諸収入5項4目雑入2節団体支出金のうち、上から5行目、後期高齢者医療広域連合委託料は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る事業に対する広域連合からの委託料を計上したものであります。

20節雑入は、会計年度任用職員に係る雇用保険料を、当課所管分12万9000円を計上いたしました。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

**白石純一委員長**

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第17号の審査を一時中止します。

〔税務課入室〕

## ◎ 議案第18号 令和7年度阿久根市国民健康保険特別会計予算

白石純一委員長

次は、議案第18号、国民健康保険特別会計を議題とします。

所管課に説明を求めます。

平田市民課長

議案第18号について御説明いたします。

鹿児島県及び本市における国民健康保険被保険者数は年々減少傾向にあり、県全体の医療費も減少しておりますが、本市における一人当たり医療費は増加しております。

第3期鹿児島県国保運営方針では、国保財政を安定的に運営していくためには、収支が均衡していることが重要であり、市町村における決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入金や繰上充用については、計画的、段階的に解消を図るとともに、新たに発生させないことが共通認識とするとされております。

令和6年度においては、県から示された国保事業費納付金に基づいて試算したところ、税収が不足する状況となったことから、国保加入者の負担を抑えることを前提に、法令外繰入金を活用し、国保税の税率改正を行いました。

令和7年度の事業費納付金は、県全体の保険給付費や全国との医療費の差を示す医療費指数等の減によって大幅に減額となり、保険税収納必要額、保険税軽減前需要額ともに満たしている状況となりましたが、予算編成においては若干の歳入不足が見込まれたことから、法定外繰入金を活用することとしております。

以上のようなことを踏まえ、令和7年度の国民健康保険特別会計事業勘定については、当初予算額で27億3675万8000円となり、前年度に比べ5336万9000円、1.9%の減となりました。

それでは、事業勘定の歳出から御説明いたします。

特別会計予算書の13ページを御覧ください。

1款総務費1項1目一般管理費は、職員7名分の人件費やレセプト点検事務会計年度任用職員2名分の人件費などが主なものであります。

14ページを御覧ください。

2項1目賦課徴収費は、国民健康保険税納付書及び各種通知用の郵送に係る役務費などが主なものであります。

15ページを御覧ください。

2款保険給付費につきましては、県からの普通交付金を財源としていることから、県が推計した給付見込額に基づき計上しております。

このうち、1項療養諸費は、被保険者の医療費などに対する保険給付費が主なものでありますが、国保加入者の減少に伴い、前年度に比べ707万8000円、0.4%の減となりました。

2項高額療養費は、被保険者の医療費等の個人負担額が一定額を超えた場合に、その超えた額に対する保険給付であります。国保加入者の減少に伴い、前年度に比べ1.7%の減となりました。

16ページを御覧ください。

3項移送費は、療養に必要と認められる転院等の際に、移動が困難な患者を医師の指示

で移送された場合に要した費用に対して給付するものであり、前年度と同額を計上しました。

4 項出産育児諸費は、被保険者が出産に要する費用に対して給付するものであり、一人当たり給付を50万円として、10名の出産を見込み計上したものであります。

5 項葬祭費は、被保険者が死亡された場合に給付するものであり、一人当たり給付を2万円として、40名分を見込み計上したものであります。

17ページを御覧ください。

3 款国民健康保険事業費納付金は、県全体で賄う保険給付費等に必要な財源として県が算定した額のうち、本市の負担分として示された額を計上したものであります。

その内訳は、1 項保険給付費分が4億2958万9000円、2 項後期高齢者支援金等等分が1億2380万9000円、3 項介護納付金分が3995万1000円の合計5億9334万9000円であり、前年度に比べ5040万5000円、7.8%の減となりました。

18ページを御覧ください。

6 款保健事業費 1 項 1 目特定健康診査等事業費は、特定健診等の業務委託料が主なものであります。

2 項 1 目疾病予防費は、人間ドック助成などの補助金が主なものであり、2 目国保ヘルスアップ事業費は、前年度と比較し、訪問指導業務会計年度任用職員3人分の人件費と特定健診受診率向上共同事業の委託料が主なものであります。

3 目医療費適正化事業費は、医療費通知などの郵送に係る役務費が主なものであります。20ページを御覧ください。

第9 款諸支出金 2 項 1 目直営診療施設勘定繰出金は、僻地直営診療所設置市町村に対する特別交付金について繰り出すものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

9 ページにお戻りください。

1 款国民健康保険税の予算額3億3188万2000円は、説明欄に記載のとおり、それぞれの節区分ごとの調定見込額により計上いたしました。

また、冒頭で述べましたとおり、被保険者の減に伴い、前年度と比べ1590万6000円、4.6%の減となりました。

10ページを御覧ください。

5 款県支出金 1 項 1 目保険給付費等交付金は、県が試算した保険給付見込額の財源として交付されるものであり、1 節普通交付金20億2985万円、2 節特別交付金1億770万9000円、合計21億3755万9000円で、前年度に比べ2709万1000円、1.3%の減となりました。

第7 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金は、次の11ページにかけて、1 節保険基盤安定繰入金から8 節その他一般会計繰入金までをそれぞれ一般会計から繰り入れるものであり、前年度に比べ1038万5000円、3.8%の減となりました。そのうち、8 節その他一般会計繰入金、いわゆる法定外繰入金は前年度と比較して1747万9000円の減、217万7000円となりました。

以上で事業勘定を終わり、次に、直営診療施設勘定について御説明いたします。

初めに、直営診療施設勘定につきましては、大川診療所運営に係る予算であり、社会医療法人昂和会及び社会医療法人卓翔会の御協力、御支援をいただき運営をしております。

令和7年度の国民健康保険特別会計直営診療施設勘定については、当初予算額で2249万

8000円となり、前年度に比べ542万3000円、31.8%の増となりましたが、これは、診療所の老朽化した外壁や外階段屋根の修繕費用に係るものが主な要因となっております。

それでは歳出から御説明いたします。

26ページを御覧ください。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費は、大川診療所看護師 2 名分の報酬のほか、施設の維持管理費が主なもので、先ほどの外壁等の修繕費用が含まれております。

27ページを御覧ください。

2 款医業費は、3 目医薬品衛生材料費の診療用医薬品等の購入費が主なものであります。次に、歳入について御説明いたします。

23ページを御覧ください。

1 款診療収入は、これまでの診療収入実績などを考慮し、見込額をそれぞれ計上いたしました。前年度と比べ135万8000円、15.9%の増となりました。

24ページを御覧ください。

6 款繰入金 1 項 1 目国民健康保険診療所基金繰入金は、診療所の外壁等の修繕費用として充てるため、基金を取り崩し、繰り入れるものであり、2 項 1 目事業勘定繰入金は、僻地直営診療所設置市町村に対する特別調整交付金分について、事業勘定から繰り入れるものであります。

3 項 1 目一般会計繰入金は、診療所運營業務に不足する財源として一般会計から繰り入れるものでありますが、前年度に比べ175万6000円、20.7%の減となりました。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

**白石純一委員長**

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

**山田勝委員**

あのね課長。私は大川診療の件でねえ、歳入・歳出いろいろ説明されますけど、この中で何が 1 番大事かって言ったら、27ページの診療業務委託料74万円なんですよ。

**白石純一委員長**

2 款 1 項 4 目ですね。

**山田勝委員**

27ページ。1 款

**白石純一委員長**

2 款 1 項 4 目でしょうか。違いますかね。

**山田勝委員**

委託料ですよ。

〔発言する者あり〕

検査等業務委託費でしょう。この中の役務費。委託料74万1000円。診療業務委託料。

これをちゃんと説明しないとねえ、どういう理由で、あなたが言われる昂和会と市比野記念病院が協力しているかということは分かんじゃないですか。

**平田市民課長**

診療業務の委託料につきましては、時間外勤務も含めて74万1000円を計上しております。

これは、診療日数239日を見込んでおりまして、1 日当たり3,000円の委託料として実施

する予定となっております。

**山田勝委員**

それでいいんだけど、現実には74万1000円で2つの医療法人がお手伝いしてるんですよって、1日3,000円で来ていただいているんですよということを言わないと、やっぱりみんな分からずじまいでいっしょとな。こんなありがたいことないんだから。違いますか。

**平田市民課長**

おっしゃるとおりだと思っております。

今、一般会計からの繰入金もこれだけの金額で抑えられているのは、こういった2つの医療法人からの支援があつてのことだと認識しております。

**山田勝委員**

それをちゃんと言っとかないとね、市民もみんな理解できない。当たり前のごとく受けてもらっては、やっぱり気の毒ですよ。だから、そういう意味ではね、2つの病院が1日で3,000円ずつ診療していただいているんですよっていうのをやっぱり言って聞かせんな、それぞれの医療法人にありがとうも言わならんな。まるで役所がやってるから、私たちが医療やってるんですよというふうにしかな聞こえないよ。

**白石純一委員長**

意見でよろしいですか。

**山田勝委員**

はい。そういうことですから。それを言ってほしいということですよ、私は。

**白石純一委員長**

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第18号の審査を一時中止します。

**◎ 議案第21号 令和7年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算**

**白石純一委員長**

次は、議案第21号、後期高齢者医療特別会計の審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

**平田市民課長**

議案第21号について御説明申し上げます。

令和7年度の後期高齢者医療特別会計予算については、当初予算額で4億3010万4000円となり、前年度に比べ1018万8000円、2.4%の増となりました。

それでは、特別会計予算書の107ページを御覧ください。

歳出から御説明いたします。

第1款総務費1項1目一般管理費は、資格確認書等発送時の郵便料ほか広域連合システム用端末のリース料が主なものであり、2項1目徴収費は、後期高齢者医療保険料通知書等発送時の郵送料や収納手数料が主なものであります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金の4億2574万1000円は、被保険者から徴収した後期高齢者医療保険料を鹿児島県後期高齢者医療広域連合に納付する分と、低所得者に対する保険料軽減措置分の保険基盤安定分担金が主なものであります。

105ページを御覧ください。

次に、歳入について御説明いたします。

第1款保険料は、説明欄に記載のとおり、それぞれの節の区分において、調定見込額により2億7472万3000円を計上いたしました。

第3款繰入金1項1目事務費繰入金の予算額384万1000円は、後期高齢者医療事務に係る経費分として、2目保険基盤安定繰入金の予算額1億5100万8000円は、低所得者に対する保険料軽減措置分として、県が4分の3、市が4分の1の負担割合で負担するものであり、一般会計から繰り入れるものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 白石純一委員長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第21号の審査を一時中止します。

〔市民課及び税務課退室〕

ここでお諮りします。本日の審査は市民課までを予定していましたが、時間がございしますので明日予定している福祉課の審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

福祉課の審査に移ります。

〔福祉課入室〕

### ◎ 議案第17号 令和7年度阿久根市一般会計予算

#### 白石純一委員長

次に、議案第17号を議題とし、福祉課所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

#### 尻無濱福祉課長

議案第17号中、福祉課所管の事項について説明します。

まず、歳出から御説明いたします。

62ページをお開きください。

第3款民生費1項1目社会福祉総務費のうち、1節報酬は、民生委員推薦会委員6人分の報酬であります。

7節報償費は、7年度中に地域福祉計画の策定を行うため、策定委員会の出会謝金になり、63ページになりますが、12節委託料のうち、高齢者や障害者及び児童その他の福祉の各分野における上位計画として、令和8年度から12年度までの5年間を計画期間とする地域福祉計画策定業務ほか2件に係る費用であります。

次に、18節負担金、補助及び交付金は、社会福祉協議会への運営補助金のほか、説明欄に記載の各種団体等への運営費等の補助金であり、定額減税補足給付金、不足額給付金は、令和6年分の所得税及び定額減税の実績等の確定により、定額減税と当初の調整給付が不足する場合に追加で不足額を給付するものであります。

24節積立金は、地域福祉基金の利子分を積み立てるもので、令和6年度末の地域福祉基金残高は7239万7734円となる見込みです。

27節繰出金は、市民課所管分であります。

次に、2目心身障がい者福祉費の1節報酬は、会計年度任用職員1人の報酬であります。

次に、64ページになりますが、12節委託料は、子ども発達支援センターこじかの指定管理業務や、障がい者が自立した日常生活や社会生活を送ることができるようサポートする地域活動支援センター事業のほか、債務負担行為で計上しました基幹相談支援センター事業を委託する相談支援事業など7件分であります。

次の65ページの18節負担金、補助及び交付金は、よか活動支援事業ほか、各種障害者団体等への運営費等負担金など10件分であります。

次に、19節扶助費は、説明欄に記載の障害のある方の各種障害福祉サービス利用に係る費用であり、65ページの9行目の生活介護費、及び66ページの1番上の行の就労継続支援費などが主なものであります。

次に、69ページになりますが、2項1目児童福祉総務費1節報酬のうち福祉課所管分は、児童・母子等福祉サービス事務1人と家庭相談員2人の会計年度任用職員の報酬であります。

次に、70ページになりますが、12節委託料のうち福祉課所管分は、相談支援事業、短期入所生活援助事業の2件分になります。

次に、18節負担金、補助及び交付金のうち福祉課所管分の主なものは、子ども第三の居場所づくり事業に係る運営補助であり、公益財団法人B&G財団の補助事業により、運営事業所である市内の学校法人に対し、市を通して補助金を交付するものです。

次に、19節扶助費は、ひとり親家庭の支援に対する事業費等を計上しており、児童扶養手当と子ども医療費給付が主なものであります。

子ども医療費給付につきましては、令和7年度から18歳までの全ての子供を対象に、窓口での負担のない、いわゆる現物給付方式を実施します。

次に、2目児童措置費は、児童手当分であります。児童手当につきましては、令和6年10月の国の制度改正により、所得制限が撤廃され、18歳までの全ての子供を対象に手当を支給することに伴い、前年度と比較し1億5516万5000円の増となりました。

次に、71ページになりますが、3目保育所費は、みなみ保育園の運営費であり、3月初日の入所児童は、定員60人に対し47人の児童が入所しています。

なお、令和7年度の4月入所見込みは37人となっております。

1節報酬は、会計年度任用職員の報酬であり、保育園看護師1人と、保育園給食調理業務員4人、4人のうち2人が月額報酬、2人が時間給対応になります。

保育士4人は、4人のうち1人が月額報酬、3人が時間給対応になります。

次に、10節需用費の修繕料の主なものは、みなみ保育園の保育室の照明修繕ほか、施設の老朽化に伴う修繕料になります。

次に、72ページになりますが、12節委託料は、みなみ保育園の施設管理及び維持に係る10件分の経費を計上しております。

次に、4目児童館費は、放課後児童クラブの運営経費である放課後児童健全育成事業に係る12節委託料が主なものであります。

現在、9児童クラブで実施しており、令和7年度4月の利用申込者数は、定員380人に対し355人の予定であります。

次に、73ページの13節使用料及び賃借料は、第2阿久根学童クラブの施設の借上料が主なものであり、161ページの上から2行目にありますとおり、賃借料について令和6年度か

ら令和8年度までの債務負担行為を設定しています。

次に、73ページにお戻りいただき、5目保育施設運営費のうち、12節委託料の病児保育事業は、子供が病気の際、保護者が就労等により家庭で保育できないときに、児童を一時的に保育するものであり、市内の医療機関に隣接する保育所において実施し、市が業務委託するものです。

次に、18節負担金、補助及び交付金のうち、保育対策等促進事業は、各保育園で実施する延長保育、障害児保育、一時預かり事業に係る補助金であります。

次に、19節扶助費は、市内の私立保育園5園と認定こども園2園に係る運営費のほか、今後も継続して広域入所が見込まれる市外保育園等に対する運営費が主なものであります。

3月初日の入所児童数は、認可定員585人に対し572人であります。

次に、3項1目生活保護総務費は、生活保護措置に係る経費であり、1節報酬は、会計年度任用職員1人と生活保護嘱託医2人の報酬であります。

次に、74ページになりますが、7節報償費は、経済的理由から学習環境面での悩みを抱える世帯の子供を対象に、学習習慣の定着と学力向上を支援する、子どもの学習支援事業に係る講師謝金で、令和7年度は中学生も対象とし、実施予定のため、講師謝金は令和6年度と比較して30万円の増額となっています。12節委託料のうち、生活困窮者自立相談支援事業は、生活に関する悩み事の相談や就労へ向けた支援など、自立に向けての包括的な支援を委託するものであります。

次に、2目扶助費は、生活保護受給者に対する医療扶助のほか、説明欄に記載の扶助費であります。保護世帯及び被保護者数は、令和5年度末は115世帯、142人でしたが、令和7年3月1日現在は118世帯、137人となっており、世帯数において3世帯の増、人員において5人の減となっております。

次に、75ページになりますが、4項1目災害救助費19節扶助費は、災害救助法に基づく災害見舞金であり、大規模な自然災害等により、世帯の生計維持者が死亡した場合の災害弔慰金として500万円、著しい障害を受けた場合の災害障害見舞金として250万円を計上しております。

また、市単独事業分として見舞金30万円を計上いたしました。

次に、143ページをお開きください。

第13款諸支出金1項1目災害援護資金貸付金は、災害救助法の適用となる災害が発生した場合に、世帯主が重傷を負った場合や住居の全半壊等があった場合、申込みにより貸付けを行うものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

18ページにお戻りください。

第12款分担金及び負担金2項1目民生費負担金の1節社会福祉費負担金のうち福祉課所管分は、心身障害者扶養共済の本人負担分であります。

2節児童福祉負担金は、みなみ保育園に他の市町村から入所している利用者に係る他の市町村の負担金で、保育所運営費同級他市町村負担金ほか2件になります。

次に、22ページをお開きください。

第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金は障害者等の各福祉サービスの、2節児童福祉費負担金は保育所運営費等の、3節児童手当給付費負担金は児童手当の、4節生活保護費負担金は生活保護扶助費のそれぞれの財源となる国庫負担金



であり、いずれも歳出の支出額に伴う国庫負担割合に基づく額となっております。

次に、23ページになりますが、2項2目民生費国庫補助金の1節社会福祉費補助金のうち福祉課所管分は、地域生活支援事業に係る補助金であります。

次の2節児童福祉費補助金のうち福祉課所管分は、保育園等での一時預かり事業や延長保育事業等の子ども・子育て支援交付金と、あと、ひとり親家庭の資格取得等の支援のための母子家庭等対策総合支援事業費の交付金であります。

4節生活保護費補助金は、生活困窮者就労準備支援事業費として子供の学習支援事業とレセプト点検実施等による被保護者の医療費の適正化のための生活保護適正実施推進事業へ充てる費用を見込みました。

次に、24ページになりますが、3項2目民生費委託金のうち福祉課所管分は、2節児童福祉費委託金の特別児童扶養手当事務費であります。

次に、第15款県支出金1項2目民生費県負担金の1節社会福祉費負担金のうち、説明欄の上から6行目の保険基盤安定拠出金を除いたものが福祉課所管分であり、主に障がい者自立支援事業に係る介護給付費や訓練等給付費、また児童発達支援事業の各事業に充当するもので、負担割合は4分の1となっております。

次に、2節児童福祉費負担金は保育所運営費等に、25ページになりますが、3節児童手当給付費負担金は児童手当に、4節生活保護費負担金は、行路病人に対する医療費であります。

一つ飛んで、6節災害救助費負担金は、災害見舞金に充てるものであります。

次に、2項2目民生費県補助金のうち、1節社会福祉費補助金は、重度心身障がい者医療費助成事業費が主なものであり、補助率は2分の1であります。

次に、26ページになりますが、2節児童福祉費補助金のうち、子ども・子育て支援交付金の補助率は3分の1であり、乳幼児医療給付事業費は、18歳以下の住民税非課税世帯の児童は自己負担分の全額を、課税世帯の未就学児については自己負担分のうち月額3,000円を超える額のそれぞれ2分の1が補助対象となります。

次に、28ページになりますが、3項2目民生費委託金のうち、1節社会福祉費委託金は障害者総合支援法に関する事務、戦没者弔慰金に係る特別給付金等支給事務に係る交付金であり、2節児童福祉費委託金は、母子及び寡婦福祉法に関する事務の市町村権限移譲交付金であります。

次に、29ページになりますが、第16款財産収入1項2目利子及び配当金のうち、説明欄の上から10行目の地域福祉基金が福祉課所管分であります。

次に、33ページをお開きください。

第20款諸収入5項4目雑入の2節団体支出金のうち福祉課所管分は、説明欄の上から4行目になりますが、国保連合会障害児給付費交付金であり、子ども発達支援センターこじかの運営に係る交付金であります。

20節雑入のうち福祉課所管分の主なものは、説明欄4行目の延長保育事業利用料から7行目の園児給食費負担金までであり、これはみなみ保育園での利用料や3歳以上児の給食負担金であります。

そのほかは、11行目の相談支援事業他団体負担金及び12行目の地域活動支援センター事業他団体負担金は、地域生活支援事業として、障害者の福祉サービス利用の相談や障害者の日常生活の支援を目的に、長島町と共同で社会福祉法人に委託して実施する事業費につ

いて長島町の負担金分を受け入れるものであります。

次に、34ページの上から3行目とその下の行、生活保護法返還金及び徴収金は、生活保護の扶助費に係る返還金であります。

次に、35ページの上から4行目のB & G財団子ども第三の居場所の助成金は、歳出で御説明しました助成金を受け入れるものであります。

次に、第21款市債1項2目民生債の5節災害援護資金貸付金債は、大規模災害発生時における対応分であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願い申し上げます。

#### 白石純一委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

#### 竹之内和満委員

73ページ。3款2項5目保健施設運営費の12節委託料。

病児保育についてお伺いいたしますが、病児保育、来年度からの新規事業ということですが、保護者が仕事の都合で自宅で看護できない場合に一時的に預かるということというふうに書いてありますが、どういう人が見てくれるのか。保育士とか看護師とか。それはどうなんでしょうか。

#### 尻無濱福祉課長

病児保育につきましては、保育士及び看護師等において、保育士については児童3人に対して1名以上配置、看護師は児童10人に対して1名以上配置という基準になります。

#### 竹之内和満委員

その見てくれる時間帯というのは決まってるんでしょうか。

#### 尻無濱福祉課長

開所時間は月曜から土曜の8時から18時の予定でございます。

#### 竹之内和満委員

18時を超えたらそれは難しいということなんでしょうか、夜の場合は。

#### 尻無濱福祉課長

現在、開所予定の事業所に対しましては、一応18時までということで、その予定で聞いております。

#### 竹之内和満委員

もう一つ。

先ほど説明で医療機関に隣接する場所と。具体的にどこでしょうか。

#### 尻無濱福祉課長

現在、出水郡医師会と協議を行っておりまして、広域医療センターに隣接する保育所で実施予定ということで、協議・準備のほう進めているところです。

〔竹之内和満委員「はい、了解です」と呼ぶ〕

#### 山田勝委員

ちょっと私分らないから聞くんですけどね。

65ページ3款1項18節のねえ、よか活動支援事業というのは何ですかね。「余暇」ですかね。「良か」ですかね。

〔発言する者あり〕

よかというのは暇か。それとも。

〔発言する者あり〕

**白石純一委員長**

どういったものかですか。

**山田勝委員**

だから、分からないから。よか活動、「良か」活動じゃつとか、「余暇」活動じゃつとか。どっちですかね。

**尻無濱福祉課長**

よか活動支援事業につきましては「よか」と平仮名で書いてございますけれども、こちらにつきましては、障害者等が余暇活動に取り組む際の経済的な負担を軽減することで、生活圏の拡大だったり、社会参加の促進を図ることを目的として、そういった活動に必要な用具の貸出しだったり、サービスの利用の補助であったり、あと、購入に要する経費を一部助成するという事業になります。

**山田勝委員**

次のね、成年後見人助成事業ってあるんですが、この、具体的に成年を後見するというのは、どういう方々が対象になって、どういう方々が後見するんですか。

**尻無濱福祉課長**

こちらの福祉課所管分の成年後見人助成事業につきましては、障害や、障害だったりが主なんですけれども、障害や認知症などによって判断能力が不十分な方の財産管理や権限を守るため、本人に代わって成年後見人等が手続を行うことであります。

本人を保護、支援する制度ということなんですけれども、この制度を利用するためには家庭裁判所への申立ての手続が必要になるんですけれども、身寄りがないなどの理由によって申立てができる人がいない場合は、市長が代わって申立てを行うことができると規定されているところです。

**山田勝委員**

次をですね、たくさん今日はお尋ねしたいことが。

70ページの3款2項19節ですね。

子ども医療費給付ってというのは、予算の中で何遍も議論をしてきたんですけれども、これは4月1日から医療費を現物支給するというので、生まれてから高校生までですね、そういうふうに理解をしているんですが、例えばそれを市民に知らせるといのは、具体的にどういう形で知らせられるんですか。

**尻無濱福祉課長**

こちらにつきましては、委員のおっしゃったとおり、令和7年の4月からですね、窓口負担ゼロの、いわゆる現物給付方式を行う、実施をするということで、3月号の広報です、子ども医療費の現物給付化について、一応、周知を図るように掲載予定であります。

あと、3月中に対象になる世帯には受給資格者証をお送りすることになっております。

**山田勝委員**

条例ができるときに非常によかったと思ったんです。よかったんですけども、それを例えば現物支給つつてもですね、ないの現物かっていう部分もあるしですね、やはり入念に市民に納得できるような形で、ぜひしてほしいなあと思ってたんですが、ちなみにこの制度は阿久根市だけですか、全国レベルですか。

## 尻無濱福祉課長

こちらは県内一斉に制度を改正するということになります。

## 山田勝委員

なら、鹿児島県は一斉にやるということですね。了解です。

それから次のですね、児童措置費の中の児童手当について、こう説明があったんですね。

これは、もう私は児童手当が、例えば、第1子目が1万5000円、第2子目が1万円、第3子3万円、それ以上3万円、そういう話をしたときに、わあそれはすごいことだなと思ったんですが、そういうことですかね。

## 尻無濱福祉課長

児童手当につきましては、国の制度改正のほうが令和6年10月からございまして、3歳未満は1万5000円、3歳以上が1万円、第3子以降は3万円というふうに制度改正があったところです。

## 山田勝委員

これは、全国的にどこの自治体もやってるっちゃうですか。私は阿久根市だけかと思ってなあ。

## 尻無濱福祉課長

国の制度ですので、全国ということになります。

## 山田勝委員

仮に、国の制度であってもですね、阿久根市民にもやはりね、なるべく、この声高らかに教えて周知徹底することがね、子供を産む阿久根に住みたいという人のためにね、なるのじゃないかなあと私は思うんですが、ただ単に全国レベルですからたんたんたんじゃなくて、やはり、先ほどの手法と一緒にですね、医療費の助成と同じような形で、やはり市民に周知することが必要な気がするんですけどね。いかがなもんですか。

## 尻無濱福祉課長

令和6年の10月に国の制度改正があったときに合わせて、広報あくねにも掲載をしまして、周知を図っているところです。あと、市のホームページ等におきましても掲載をしております、周知を図っております。

## 山田勝委員

例えばですね、私なんかこんな話を御婦人にも、あるいはこのPTAの方にもしてでもですね、そうなんですかっていう人とかですね、あるいはおじいちゃん、おばあちゃん、わあ、そげんじゃったら良かねって言われる人もいるんですよ。ですから、その対象者だけでなく、やっぱりお父さん、おじいちゃん、おばあちゃんたちにもね、こん頃は良かねえって、わい良かねえって、頑張って子供産んでよっていう、そんなやっぱり雰囲気をつくらないかんので、なるべく、周知徹底を図っていただきたいなあと思います。

## 白石純一委員長

依頼でいいですか。

〔山田勝委員「はい、お願いでいいです」と呼ぶ〕

## 山田勝委員

74ページ。3款3項1目ですね、この12節生活困窮者自立相談支援事業、19節の生活困窮者住宅確保給付金ってあるんですが、この生活困窮者っていうものの規定っていうのはどういう状況の方を生活困窮かっていうんですか。

## 尻無濱福祉課長

規定というのはございません。ただ、この生活困窮者自立相談支援事業につきましては、社会福祉協議会に業務委託してるんですけれども、その中で、生活、経済的にお困りの方とか、そういった相談を受け付けて、食糧支援だったり、あと相談を受けたり、自立に向けての就労支援だったりというところで相談を受けてるということです。

## 山田勝委員

年齢に制限があるんですか。

## 尻無濱福祉課長

年齢制限はございません。

## 山田勝委員

私たちはね、ちゃんとして働いとって、ちゃんとしとったらそんな困窮することはないはずだと、こうみんな思うじゃないですか。よっぽどてげてげな生活をしとったと思いますよ。でも、現実にかような形で出てきたら、あるいは、議会でそういう話をされる議員もいらっしゃるんですよ。

そういう中でですね、果たしてどういう形で認定するのか、民生委員はその働きはしないんですか。役目をしないの、民生委員は。

## 尻無濱福祉課長

民生委員の方が地域活動される中で、そういった生活困窮の方の見守りだったり、相談を受けたりってする場合もあるかと思います。その際は、やっぱり、行政につないでいただいて、適切な支援を受けられるようにということで、民生委員さんはつなぎ役ということで、確かに生活困窮者の方の相談を受けることはあるかと思います。

## 山田勝委員

例えばですね、生活困窮者が社会福祉協議会に行って相談をするっていうのはね、なかなか難しいことなんですよ。例えば協本の八郷の方とか松ヶ根の集落、そういう方はいらっしゃると思うけど、そういう方がそこまで行くというのはなかなか難しいんだけど、それぞれのところに民生委員がおって、民生委員が気がついてですね、相談をする。そういうのなら身近に感じられるけど、この事業をするのにわざわざ社会福祉協議会に委託する必要があるのかという気がするんです。民生委員が身近にいらっしゃるじゃないですか。しかも、民生委員の人選というのは、それぞれの集落で、ちゃんと民生委員の選定をしてですね、推進されるでしょう。

## 尻無濱福祉課長

社会福祉協議会に委託しておりますのは、社会福祉協議会では社会福祉士だったり、精神保健福祉士といった有資格者の配置もしております。市内全域の、委員の言われる民生委員さんとの連携もできてたりとか、またボランティア団体等との連携も密に図られていたりとかするところもあって、支援を行うに当たっては、社会福祉協議会に委託することはメリットがあるのかなと考えております。

## 山田勝委員

そういうことでですね、やはり、連絡を密にしながら、基本はあなた方のところが基本的に指導したり、あるいは現実の把握をしたりせないかんわけでしょう。ですから、そういう意味では、民生委員を主に、そして、こう連絡・協調して、それを調整をしてするように、その福祉が漏れのないようにしてください。

**白石純一委員長**

ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者あり〕

一旦休憩に入ります。

(休憩 午後4時3分～午後4時4分)

**白石純一委員長**

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

**尻無濱福祉課長**

先ほど委員から生活困窮者の定義はないのかということだったんですけれども、私はないと答えたんですけれども、こちらにつきましては、申し訳ありません、生活困窮者自立支援法がありまして、この法律に基づいて生活困窮者自立相談支援事業は実施をしております。

申し訳ありませんでした。

**白石純一委員長**

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

すいませんですが、私から1点ありますので、交代をお願いします。

〔白石純一委員長は委員席、大田基次副委員長は委員長席に着席〕

**大田基次副委員長**

暫時、委員長の職務を行います。

白石純一委員の発言を許します。

**白石純一委員**

70ページ。3款2項19節の扶助費で、ひとり親家庭医療費助成の件なんですけど。

すいません、私の理解が間違っていたら御訂正いただきたいんですが、ちょっとあるところですね、今回、窓口無料になったわけなんですけれども、ひとり親世帯の方については、何か特別、ちょっと制度が違うので、窓口で一旦支払わなきゃいけないというようなことを、ちょっと漏れ聞いたんですけど、それは間違いでしょうか。

**尻無濱福祉課長**

委員のおっしゃるとおりです。ひとり親家庭医療費助成につきましては、今のところは償還払方式で、一旦お支払いいただいて、あと申請書を市役所に出していただいてからの給付ということになります。

**白石純一委員**

それは全国的にそうなんですか。

**尻無濱福祉課長**

全国的にそういう償還払いをしているかどうかは、ちょっとこちらでは把握をしてないんですけれども、ただ、今回、子ども医療費が窓口負担ゼロの現物給付方式になりまして、そちらと、ひとり親家庭医療助成のどちらかを選択はできます。

**白石純一委員**

ただし、ひとり親世帯のほうが、結果的には、の方のほうが、を選択したほうが結果的

には、何か、私は関係ないですけど、どっちでも無償だから、有利・不利はないっちゃうことですね。

どっちかを選択しなければいけないということでしたけれども、どっちかを選択することでひとり親家庭の方が不利になるということはないということによろしいですか。

#### 尻無濱福祉課長

子ども医療費のほうを選択された場合は、窓口負担がゼロということですので、本人さんには両方の受給資格者証をお持ちになってる状態なので、あとは本人さんがどちらを選択するかのことになるかと思います。

だから、もう窓口負担ないほうが良いということであれば、子ども医療費のほうを選択していただくということになります。

#### 白石純一委員

ではなぜ、ひとり親世帯の医療費補助制度があるのかが分からないんですけど。それは、残っている理由、それを廃止したらよくないんですか。

#### 尻無濱福祉課長

ひとり親家庭医療費なので、親と子供の医療費を助成するというものです。なので、親の場合はこれまでどおり、やっぱり一旦支払ってもらって、市に申請をして、給付を受けるということになります。

#### 白石純一委員

ひとり親の世帯の親の方は、そちらのほうが、一般の方よりも自己負担が少なくて済むということなんですか。

#### 尻無濱福祉課長

おっしゃるとおりです。

〔白石純一委員「はい、分かりました、以上です」と呼ぶ〕

#### 大田基次副委員長

白石委員の質疑が終わりましたので、委員長の職務を白石委員長と交代します。

〔白石純一委員長は委員長席、大田基次副委員長は委員席に着席〕

#### 白石純一委員長

議案第17号中、福祉課所管の事項の審査を一時中止します。

〔山田勝委員「ちょっと待ってください。大事なことを、確認しておかないといけないことが」と呼ぶ〕

休憩に入んなくていいですか。

〔山田勝委員「いいですよ、はい」と呼ぶ〕

一旦休憩に入ります。

(休憩 午後4時9分～午後4時11分)

#### 白石純一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

議案第17号中、福祉課所管の審査に入ります。

#### 山田勝委員

あのねえ、課長は先ほど白石委員の質疑に対してですね、どちらでもいいですよと言

ましたよね。どちらでもいいですよ。でも、どちらでもいいけど、窓口に来た子供たちのね、負担はどちらもしなくてもよくなるんだけど、問題は、その無料になった財源を誰が払うかっていうのもね、阿久根市としては考えないかんと思いますよ。阿久根市としては。でしょ。だから、どちらが払うの。だから、その中で、より阿久根市が損益を被らないような形に統一せないかんとは私と思いますが、いかがですか。

#### 尻無濱福祉課長

委員のおっしゃるとおりなんですけれども、これまでの子ども医療費助成事業では、どの医療費が、ひとり親医療費だったり、重度心身障害者医療費だったりっていう、優先順位があったんです。それが県で示されてたんですけど、今回の子ども医療費給付事業に制度が変わったことによって、その優先順位は、県はもう示してないんです。ですので、今回、全ての子供の、18歳以下の子供の医療費の窓口負担ゼロの導入に当たりまして、一応選択制でできるというふうに取り扱うこととしたところなんです。

委員のおっしゃるとおり、やはり、ひとり親医療費のほうをもし活用すれば、県の2分の1補助が受けられます。

#### 山田勝委員

県だけですか。例えばそのひとり親については、県が負担するんですか。あるいは国も一緒に負担するんですか。国が負担するんだから、やっぱりそこまでね、踏み込んで、やはり考えなきゃならんから、僕は言ったばかりのこんな。

#### 尻無濱福祉課長

すいません。これは県の助成事業ですので、国は、補助はありません。

〔山田勝委員「2つともですね、はい、了解です」と呼ぶ〕

#### 白石純一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第17号中、福祉課所管の事項の審査を一時中止します。

〔福祉課退室〕

ここで、議会事務局から発言の申出がありますので、この際許可します。

議会事務局は入室してください。

〔議会事務局入室〕

議案第17号中、議会事務局所管の事項の審査に入ります。

議会事務局長の発言を許します。

#### 新塘議会事務局長

竹原委員にお答えいたします。

反訳印刷製本業務委託は、決算額で令和2年度が123万5960円、令和3年度が105万3524円。

〔竹原信一委員「100とび5万、150万円」と呼ぶ〕

はい。1、ゼロ、5、3、5、2、4です。令和4年度は、9月までの6月で52万8412円、10月からの6月印刷業務で17万9091円の合計70万7503円。それから、令和5年度からは、印刷業務のみで55万9504円。令和6年度は、概算額ですが64万6272円となっております。

#### 竹原信一委員



私の質問は、結局のところ、もう文字起こしは外注したほうが、学習したときのほうが、今みたいなやり方より安くついたんじゃないのって、元の形に戻したほうが安くついてしまうんじゃないのという話なんですよ。

今は、ねえ、正規職員で、今度は任用職員も入れて、アプリも使ってって。すごく高くついてるんじゃないのと、前みたいなほうがいいんじゃないのかということなんですけれども、いかがでしょうかという質問です。

#### 新塘議会事務局長

令和5年度からはですね、一般質問者が増えておりまして、ページ数が増加しております。

反訳印刷製本業務委託では、文字起こしデータの1回目の会議録が毎回時間を要していたことから、データを確認することができませんでした。現在は、必要な際に自らで作成できております。さらに、反訳印刷製本業務委託では、紙で反訳データの校正を行うこととなっていたため、構成にかなりの時間を要しておりましたが、直営することにより、構成の時間が短縮でき、効率化が図られております。また、本会議最終日に、一般質問の文字起こしデータを関係議員に提供することや、予算委員会等における委員長報告用のデータ作成に当たっても、議事録作成支援業務を導入したことで事務局の作業が効率化できているところです。

#### 竹原信一委員

結局のところ、来年度からは、この123万円、令和2年かかったたやつの内容で、幾らかかることになるんでしょうか。

〔木下孝行委員「委員会で聞かずに事務局で聞けばよかつじゃらい」と呼ぶ〕

早よ戻れ、ほんなら、わいは。

〔川原慎一委員「委員会中ですよ」と呼ぶ〕

#### 白石純一委員長

御静粛にお願いします。

#### 新塘議会事務局長

印刷製本業務につきましては、以前も申し上げましたが67万8150円になります。これに職員等の人件費がプラスされると、単純計算ではそういう形になります。ただし、職員あるいは会計年度任用職員につきましては、いろんな業務がありますので、ただこれだけに入っているというわけではありません。一概に比較はできないというふうに考えております。

#### 竹原信一委員

あのね、システム・体制を変えるときは比較をして計算できないとおかしいんですよ。まあいいやもう。後で詳しく聞くから。

#### 白石純一委員長

この件については、ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第17号中、議会事務局所管の事項の審査を一時中止します。

〔議会事務局退室〕

ここでお諮りします。

本日の審査はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思いますますが、これに御異議ありませんか。

せんか。

〔「明日はないですよ。明日は中学校の卒業式」と呼ぶ者あり〕

失礼しました。あさってに延会したいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

(延会 午後4時19分)

予算委員会委員長 白 石 純 一